

平成29年 9 月宮崎県定例県議会
商工建設常任委員会会議録
平成29年 9 月21日・25日

場 所 第5委員会室

平成29年 9 月 21 日 (木曜日)

午前10時 0 分開会

会議に付託された議案等

○議案第 1 号 平成29年度宮崎県一般会計補正
予算 (第 2 号)

○議案第 5 号 使用料及び手数料徴収条例の一
部を改正する条例

○議案第 6 号 宮崎県における事務処理の特例
に関する条例の一部を改正する
条例

○議案第 8 号 民事訴訟事件の和解及び損害賠
償の額の決定について

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて (別紙 1)
- ・県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及
び調停について (別紙 2)
- ・県が出資している法人等の経営状況について

公益財団法人宮崎県機械技術振興協会
 公益財団法人宮崎県産業振興機構
 公益財団法人みやざき観光コンベンション協
 会
 公益財団法人宮崎県国際交流協会
 公益財団法人宮崎県建設技術推進機構
 宮崎県道路公社
 宮崎県住宅供給公社

○請願第 23 号 I R 実施 (カジノ実施) に関す
る法律に反対の意見書を求める
請願

○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関す
る調査

○その他報告事項

- ・県内経済の概況等について
- ・地域未来投資促進法の施行に伴う対応につい

て

- ・「宮崎県と専修大学との U I J ターン就職支援
に関する協定」の締結について
- ・平成 28 年宮崎県観光入込客統計調査結果 (概
要) について
- ・宮崎港における堆砂対策の状況について
- ・「美しい宮崎づくり推進計画」の策定に向けた
取組状況について

出席委員 (7 人)

委 員 長	渡 辺 創
副 委 員 長	外 山 衛
委 員	坂 口 博 美
委 員	星 原 透
委 員	黒 木 正 一
委 員	満 行 潤 一
委 員	重 松 幸次郎

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	中 田 哲 朗
商工観光労働部次長	佐 野 詔 藏
企業立地推進局長	黒 木 秀 樹
観光経済交流局長	福 嶋 清 美
商工政策課長	小 堀 和 幸
経営金融支援室長	齊 藤 安 彦
企業振興課長	河 野 讓 二
食品・メディカル産業推進室長	柚木崎 千鶴子
雇用労働政策課長	外 山 景 一
企業立地課長	温 水 豊 生
観光推進課長	岩 本 真 一
オールみやざき営業課長	中 嶋 亮
工業技術センター所長	野 間 純 利

食品開発センター所長 水谷政美
県立産業技術専門校長 林睦朗

県土整備部

県土整備部長 東憲之介
県土整備部次長
(総括) 向畑公俊
県土整備部次長
(道路・河川・港湾担当) 瀬戸長秀美
県土整備部次長
(都市計画・建築担当) 上別府智
高速道対策局長 前内永敏
部参事兼管理課長 中原光晴
用地対策課長 河野和正
技術企画課長 大坪正和
工事検査課長 巢山藤明
道路建設課長 上田秀一
道路保全課長 西田員敏
河川課長 高橋秀人
ダム対策監 金丸悟
砂防課長 米倉昭充
港湾課長 明利浩久
空港・ポート
セールス対策監 有馬誠
都市計画課長 中村安男
建築住宅課長 志賀孝守
営繕課長 松元義春
施設保全対策監 楠田孝蔵
高速道対策局次長 城戸竹虎

事務局職員出席者

政策調査課主幹 西久保耕史
議事課主査 弓削知宏

○渡辺委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

現在、副委員長が欠員となっておりますので、まずは、委員会条例第8条第2項の規定により、副委員長の互選を行います。

この場合、お諮りいたします。互選の方法は、投票または指名推選であります。いかがいたしましょうか。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、指名推選の方法で行いたいと存じますが、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、互選の方法は、指名推選により行うことと決しました。

それでは、私から指名したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認め、外山衛委員を副委員長に指名いたします。

お諮りいたします。ただいまの指名のとおり決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議ありませんので、外山委員が副委員長に選任されました。

以上で副委員長の互選は終了いたしました。御協力ありがとうございました。

それでは、外山委員、副委員長席に御移動をお願いいたします。

〔外山副委員長が副委員長席へ移動〕

○渡辺委員長 それでは、ここで外山副委員長に御挨拶をお願いいたします。

○外山副委員長 おはようございます。諸般の事情によりまして、副委員長となりました。副委員長として、しっかりと委員長を支えて頑張つてまいりますので、よろしくお願ひします。

○渡辺委員長 次に、委員席の決定についてあります。委員席案を書記に配付させます。

〔書記、委員席案配付〕

○渡辺委員長 委員席につきましては、お手元に配付をいたしました委員席案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の日程についてですが、お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため暫時休憩いたしますので、委員席が変更になる皆さんは、あわせて休憩中に御移動をお願いいたします。暫時休憩します。

午前10時4分休憩

午前10時5分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。傍聴される方をお願いいたします。傍聴人は、受付の際にお渡しをした傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり、拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いいたします。

また、先ほどの委員会におきまして空席となっておりました副委員長に外山衛委員が選任をされましたので御報告を申し上げます。

それでは、当委員会に付託をされました議案

等について、商工観光労働部長の概要説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○中田商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部でございます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。座って御説明させていただきます。

まず、先日、本県を直撃いたしました台風18号により被害を受けられた皆様にお見舞いを申し上げますと存じます。現在、当部といたしましては、県内の商工観光関係の被害の状況について情報収集を行っているところでございます。現在のところ、高千穂峡の遊歩道が冠水するなど観光施設の被害のほか、店舗等の浸水や工場施設の被害等が県北を中心に発生をしているところでございます。今後、一刻も早い復旧等に向けて、市町村、関係団体等と連携を図りながら対応をまいりたいと考えております。

それでは、説明に入りたいと思っておりますけれども、その前に一言訂正とおわびを申し上げたいと存じます。

平成29年9月定例県議会提出報告書（県が出資している法人等の経営状況について）におきまして、報告書の項目名等に誤りがございました。訂正部分につきましては、後ほど担当課長から御説明させていただきますけれども、皆様に深くおわび申し上げますとともに、今後このようなことのないよう、十分注意してまいりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。本日は、お配りしております常任委員会資料の目次でございますとおり、平成29年9月定例県議会提出議案、提出報告書及びその他報告事項について御説明をいたします。

まず、資料の1ページをごらんいただきたい

と存じます。

今回提出しております商工観光労働部関係議案の概要でございます。

まず、議案第1号「平成29年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」は、産業技術専門校高鍋校の寄宿舎建てかえに伴い補正を行うものであります。この結果、商工観光労働部の一般会計歳出予算は、表にありますとおり、補正前の額421億2,540万3,000円に、補正額5,768万円を増額いたしまして、補正後の額は421億8,308万3,000円となります。

また、その下になりますけれども、議案第5号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、通訳案内士法及び旅行業法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案の概要は以上でございます。

表紙に戻っていただきまして目次の中ほどにございますけれども、平成29年9月定例県議会提出報告書でございます。損害賠償額を定めたことについてと、県が出資している法人等の経営状況についてのうち、商工観光労働部において所管しております公益財団法人宮崎県機械技術振興協会など4法人につきまして御説明をいたします。また、その下のその他報告事項といたしまして、県内経済の概況等についてなど4件について御説明をいたします。

詳細につきましては、担当課長からそれぞれ御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。概要説明が終了いたしました。

次に、議案に関する説明を求めます。

○外山雇用労働政策課長 雇用労働政策課でございます。当課の9月補正予算について御説明

いたします。

お手元の平成29年度9月補正歳出予算説明資料の雇用労働政策課の青のインデックスのところ、27ページをお願いいたします。

今回の補正は5,768万円の増額補正で、補正後の予算額は、右から3番目の欄にありますように15億8,675万2,000円となります。

補正の内容について御説明いたします。めくっていただきまして29ページをお願いいたします。

(事項) 県立産業技術専門校費であります。補正額は5,768万円の増額でありまして、県立産業技術専門校高鍋校の寄宿舎建てかえを予定しております。

補正予算の概要につきましては、再度委員会資料にお戻りいただきまして、こちらのほうで御説明をいたします。

委員会資料の2ページをお願いいたします。

まず、1、事業の目的・背景であります。県立産業技術専門校高鍋校は、中卒者を対象とした県内唯一の職業訓練施設であり、県内一円から訓練生を受け入れているため、寄宿舎は運営上不可欠な施設となっているところであります。

この寄宿舎は、昭和38年に木造により建設されたものでありまして、築後54年を経過していることから老朽化が進んでおります。

このため、平成28年度に耐震診断を行ったところ、建築基準法の想定する大地震で倒壊する可能性があるとの診断結果が判明したため、寄宿舎の建てかえを行い、入寮する訓練生の安全確保を図るものであります。

現在のところ、入寮する訓練生に対する緊急措置としまして、校舎の一部を居室に改修して利用中であります。

2、事業の概要をごらんください。

予算額は5,768万円を見込んでおり、そのうち建築費として5,336万6,000円、解体費として231万4,000円、器具購入費として200万円を予定しております。

3の寄宿舎建てかえの概要ですが、構造は木造平屋建て、建築面積は210平米程度、洋室2人部屋を6室整備し、定員12名とするほか、食堂、厨房、入浴施設等の整備を予定しております。

4の今後のスケジュールにつきましては、議決後には、早急に工事に着手できるよう現在既定予算を活用して、実施設計を進めているところでありまして、12月から1月にかけて、現寄宿舎の解体工事、2月から5月にかけて、新寄宿舎の建築工事を行い、5月末の完成予定であります。

建築工事が5月末までかかる見込みでありますことから、今回繰り越し議案も提出しているところであります。

今回の寄宿舎建てかえによりまして、高鍋校における職業訓練がさらに充実したものとなるよう取り組んでまいりたいと考えております。

雇用労働政策課の説明は以上でございます。

○岩本観光推進課長 観光推進課からは、使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

常任委員会資料の3ページをごらんください。

議案第5号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について」であります。

まず、1の改正を行います手数料の名称でございますが、通訳案内士登録手数料、登録証訂正手数料、同じく登録証再交付手数料並びに旅行サービス手配業者登録申請手数料の4つの手数料でございます。

次に2の改正の理由ですが、通訳案内士法及び旅行業法の改正に伴い、名称の変更及び手数

料の追加等を行う必要が生じたことから、所要の改正を行うものです。

次に、3の改正の内容についてであります。

まず、(1)名称の変更ですが、通訳案内士の登録に係る手数料の現行の名称にそれぞれ「全国」の2文字を加えるものです。これは、インバウンドの増加に伴い、通訳ガイドの量を確保する必要が生じたため、新たに地域を限定した資格であります地域通訳案内士を創設することになりました。このため、現行の通訳案内士は、全国通訳案内士という名称に変更することになったことによるものでございます。

なお、新たに設けられます地域通訳案内士につきましては、今後、国が定める基本方針の中で具体的内容が明らかになるため、今回の条例改正には含まれておりません。

次に、(2)手数料の追加でございますけれども、旅行サービス手配業が新たに登録制となったことに伴いまして、当該登録の申請手数料を新設するものです。

旅行サービス手配業者、いわゆるランドオペレーターは旅行業者から委託を受けまして、宿泊や交通、ガイド等を手配する業者ですが、これまでは、旅行業法の規制の対象外で登録手続等は不要でございました。

しかしながら、軽井沢のバスツアー事故のように、旅行業者がランドオペレーターに旅行手配を丸投げすることで、安全性が低下したり、さまざまなトラブルが発生している事態を踏まえまして、このたび、旅行業法を改正し、規制の対象にすることとなったものです。

なお、手数料の金額につきましては、既に登録の対象となっております旅行業者、代理業者と同程度の業務量と見込まれますことから、同額の1件当たり1万5,000円としております。

また、引用条文につきまして、その他必要な改正を行います。

最後に、4の施行期日でございますけれども、旅行サービス手配業者登録申請手数料等につきましては、条例の公布日から、通訳案内士の登録に係ります手数料の名称の変更につきまして、法律の施行日と同じ平成30年1月4日としております。

説明は以上でございます。

○**渡辺委員長** 執行部の説明が終了いたしました。質疑はございませんでしょうか。

○**黒木委員** 委員会資料2ページの高鍋校の寄宿舎の建てかえについてですけれども、ここの訓練生の定員と、これまでの訓練生の推移はどうなっているのかお伺いします。

○**外山雇用労働政策課長** 高鍋校につきましては、建築科が20名の定員となっております、あと塗装科20名、それから、知的障がい者の方を対象とする販売実務科が10名の、合計50名となっております。平成29年度につきましては、建築科が20名の定員に対して10名、それから、塗装科が20名の定員に対して3名、販売実務科が10名となっております。

入校生の推移でございますけれども、過去5年間の入校者について、平均的な率をとったところ、建築科については48%、それから、塗装科については39%、販売実務科については88%というふうな状況となっております。

○**黒木委員** 今後、大体これぐらいの数字で推移するだろうという見通しでしょうか。

○**外山雇用労働政策課長** 入校生につきましては、各年度でばらつきはありますけれども、大体建築、塗装については5割程度で推移しております。販売実務科については、ほぼ定員の9割から定員充足という形となっております。

○**黒木委員** この寄宿舎に入る人の費用、寮費、これはどうなっているのでしょうか。

○**外山雇用労働政策課長** 寮費につきましては、食費及び光熱費を含んで月額2万6,000円となっております。食費については、1日800円程度で賄っているというふうに聞いております。

○**黒木委員** 寄宿舎が築55年になるということですが、校舎のほうは築何年でしょうか。

○**外山雇用労働政策課長** 校舎の本館につきましては、昭和42年の鉄筋コンクリートづくりになっております。

○**黒木委員** 肝心なことを聞くのを忘れてましたけれど、寄宿舎に現在入っているのは何名なんでしょうか。

○**外山雇用労働政策課長** 現在6名の方が入寮しております。

○**渡辺委員長** ほかいかがでしょうか。

○**重松委員** 同じく県立産業技術専門校で、入寮費2万6,000円で、食費が1日800円でしたね。これは3食ここでつくっていらっしゃるんですか。

○**外山雇用労働政策課長** 寮母さんがおりまして、平日は3食をつくっております。土日については夕食のみを提供する形になっております。

○**渡辺委員長** ほかに、手数料のほうも含めましてございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡辺委員長** それでは、次に報告事項に関する説明を求めます。

○**小堀商工政策課長** 商工政策課でございます。平成29年9月定例県議会提出報告書のうち、損害賠償額を定めたことにつきまして、関連分を常任委員会資料で御報告いたします。

委員会資料の4ページをお開きいただき、資料を横にしてごらんいただきたいと思います。

県有車両によります交通事故の損害賠償でございます。職員が運転する県有車両が、用務地を通り過ぎたことに気づき、進行方向を変えようとした際に、道路沿いの民家のフェンスに接触したことによるものでございます。損害賠償額は、右から2つ目の欄でございますが、1万5,120円で全額任意保険により支払われております。交通事故の防止につきましては、日ごろから再三にわたり注意を喚起しているところでございますが、今後とも機会あるごとに交通安全の徹底を図ってまいります。

商工政策課からは以上でございます。

○河野企業振興課長 企業振興課でございます。説明に入ります前に訂正が3カ所ございます。平成29年9月定例県議会提出報告書の186ページをお願いしたいと思います。

このページは、機械技術振興協会の経営評価報告書でございますが、この資料の中ほど、財務指標の指標名にあります①、②について、それぞれ米印がついておりますが、そちらに、平成28年度実績値とございますが、正しくは平成28年度実績値の算式であります。

それから、3カ所目は、同じページの下のようにあります総合評価につきまして、右側の項目名に県所管部課二次評価とありますが、正しくは、県の評価であります。訂正しておわび申し上げます。

それでは、地方自治法及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例の規定に基づきまして、当課が所管します県出資法人の経営状況等につきまして、御報告いたします。

まず、お手数ですが、常任委員会資料の5ページをお願いいたします。

公益財団法人宮崎県機械技術振興協会であります。

1の役割等ではありますが、当協会は、機械金属工業の技術指導、調査研究等を行うことにより、その振興に寄与することを目的に、昭和54年に設立されております。基本財産は300万円、うち県の出資額が150万円で、出資割合は50%となっております。

次に、2の事業内容であります。協会は、指定管理者として宮崎県機械技術センターの管理運営を行っており、県北地域を中心とする機械金属関連の企業を対象に、①以下にありますように、技術支援、設備利用などの業務を行っております。

なお、現在の指定管理期間は、平成26年度から30年度までの5年間となっております。

次に、3の組織等であります。組織図にありますような体制となっております。理事長が延岡市長、常務理事が県OBであり、センターの所長を兼務しております。また、下の表にありますように、役員は16名、センターの常勤職員は3名となっております。

なお、今年度から県OBの事務局長を配置しております。協会としましては、本県のイノベーション推進体制の構築と連動して、県北地域における産学官の連携強化を図っていくこととしております。

続きまして、平成28年度の事業実績につきまして、お手数ですが、資料変わりました。平成29年9月定例県議会提出報告書の59ページをお願いいたします。

2の事業実績についてであります。

(1) 宮崎県機械技術センター管理運営受託事業等ではありますが、①の技術支援としまして、企業に対する技術指導や機械設備取扱研修などを行っております。

②の設備利用としまして、三次元測定機等の

利用を、また、③の依頼試験としまして、機械金属工業や建設業関係の材料試験などを実施しております。事業費は上のほうになります。が、5,205万円余となっております。

続きまして、経営状況等につきましては、お手数ですが、その資料の後ろのほう185ページをお願いいたします。

こちらは宮崎県出資法人等経営評価報告書でございますが、こちらの中ほどにあります県関与の状況の財政支出等のほうから御説明させていただきます。

平成28年度の県委託料は5,022万円余であり、これは指定管理料であります。

次に、主な県財政支出の内容につきまして、①の事業が指定管理に係るものであります。

②の事業は今年度から県が委託する事業であります。具体的な内容につきましては、後ほど事業計画の中で御説明させていただきます。

次に、活動指標でございますが、①の技術相談件数と③の企業巡回訪問件数は、目標値を上回る実績となっております。②の設備利用件数は、目標値に対し実績が下回っております。これは、国の設備導入の補助金などを利用して、企業のほうで設備導入が進んだことが要因と考えられます。

次のページをお願いします。

財務状況についてであります。まず、左側の正味財産増減計算書の平成28年度の欄をごらんください。上から3段目の当期経常増減額は、マイナス96万円余で、4つ下の当期一般正味財産増減額も同額であります。これは、機械設備の保守点検に係る委託料などの増加により経常費用が経常収益を上回ったことによるものであります。

これにより、一般正味財産期末残高は1,514万

円余となり、これに、指定正味財産期末残高452万円を加えたものが、一番下の欄の正味財産期末残高で1,966万円余となっております。

次に、右側の貸借対照表の平成28年度の欄をごらんください。一番上の資産は、2,335万円余であり、3つ下の負債は368万円余となっております。資産から負債を差し引いた正味財産は、先ほどの正味財産期末残高と同額の1,966万円余であります。

次に、中ほどの財務指標についてであります。①の県補助金等比率は、目標を下回り、②の人員費比率は目標を上回っております。なお、①の県補助金等比率につきましては、目標の達成に向け、外部資金を活用した産学官共同研究の推進等により、自己活動資金の確保に努めることとしております。

次に、下の欄の総合評価についてであります。

まず、左側の協会の自己評価につきましては、活動内容をA、財務内容と組織運営をBとしております。

右側の県の評価につきましては、活動面では、企業巡回訪問等を通じた事業PRや企業ニーズの把握に努め、サービス向上に努めていることからAとしております。財務面では、県委託料への依存度が高く自己収入比率が低いことからBとしております。組織面では、県から職員の派遣を受けている状況にあることからBとしております。

続きまして、平成29年度の事業計画について説明いたします。お手数ですが、同じ資料の前のページ、64ページをお願いいたします。

2の事業計画であります。昨年度に引き続き、(1)宮崎県機械技術センター管理運営受託事業として、技術支援や設備利用などに取り組んでいくこととしております。また、(2)であり

ますが、今年度からの新たな取り組みであり、県からの委託事業であります。宮崎県機械技術センター連携促進事業としまして、①から③のとおり、イノベーション創出に係る事業を県北地域で展開することとしております。具体的には、宮崎大学と連携し、大学の研究シーズと企業ニーズのマッチングを行う場を県北地域で設けるほか、県北の大学、企業、市町村等を訪問する中で、シーズ・ニーズの収集やセンター利用者の掘り起こしに取り組んでいくこととしております。

66ページをお願いいたします。

3の収支予算書であります。まず、Ⅰの一般正味財産増減の部であります。中ほど上の経常収益計、線で囲んでおる部分であります。予算額は5,652万円余となっており、経常費用は、右側の67ページの中ほど、上から12段目になるんですが、5,864万円余となっております。

最後に、一番下のⅢの正味財産期末残高であります。下から7段目にあります一般正味財産期末残高と下から2段目の指定正味財産期末残高を合計しまして、1,750万円余を見込んでおります。

機械技術振興協会につきましては以上であります。

続きまして、公益財団法人宮崎県産業振興機構について御説明いたします。お手数ですが、常任委員会資料の6ページになります。

1の役割等ではありますが、当機構は、県内中小企業における経営基盤強化、経営の革新などの事業を行うことによりまして、本県産業の振興と活力ある地域社会の形成に寄与することを目的に、昭和59年に設立されております。出資総額は1億3,389万2,000円、そのうち県出資額は1,509万2,000円であり、出資割合は11.3%と

なっております。

次に、2の事業内容であります。①から右ページの(6)までの6つの柱を中心として事業を展開しているところであります。

次に、3の組織等であります。(1)の組織図にありますように、当機構は、理事長等のもと5課1室体制となっております。

(2)の役員及び職員数につきましては、理事と監事を合わせた役員が8名、常勤職員が20名となっており、県の関係は、役員8名のうち理事長と常務理事が県OB、理事4名は非常勤であります。そのうち商工観光労働部次長と県OBが2名、監事2名のうち県OBが1名となっております。常勤職員は20名であり、そのうち、県からの派遣職員が11名、県OBが1名となっております。

続きまして、平成28年度の事業実績について御説明いたします。お手数ですが、再度、平成29年9月定例県議会提出報告書の69ページをお願いいたします。

2の事業実績でございます。主なものを御説明いたします。

まず、表の(1)経営課題等に対する相談、助言に関する事業のうち、①から③及び⑤の事業は、県内中小企業からの相談対応や専門家を派遣して、助言、指導等を行ったものであります。

70ページをお願いいたします。

(2)の新事業の創出、新分野への進出等に対する助成に関する事業のうち、③及び⑤の事業は、産学官による共同研究開発、環境リサイクル関連の技術開発に対する支援を行ったものであります。

71ページをお願いいたします。

(3)の経営基盤強化に資する取引振興、設

備導入等に関する事業のうち、①の事業は、県内中小企業の取引拡大を図るため、取引あっせんや展示会出展などを実施したものであります。

72ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、(6)の産業振興の基盤づくりに資する人的、技術的ネットワークの強化及び高度化等に関する事業のうち、右のページのほうの⑤の事業でございますが、産学官労官の機関で構成される企業成長促進プラットフォームの事務局を設置し、成長が期待される企業の選定を行い、構成機関と連携して支援を行ったものであります。

続きまして、経営状況等につきましては、お手数ですが、また同じ資料の後ろのほう、217ページになります。こちらをお願いいたします。

中ほどにございます県関与の状況の財政支出等から御説明いたします。平成28年度の県委託料は、8,131万円余、県補助金は、2億2,592万円余となっております。

次に、その下にありますその他の県からの支援等ではありますが、工業技術センター内にある事務所スペースは、県から無償貸付を受けているところであります。

次に、主な県財政支出の内容ではありますが、①は、小規模企業者等の設備導入のための貸付資金の原資貸付であります。②は、専門家による企業への助言・指導や中核的企業に対する重点的な支援、③は、当機構の運営管理に対する補助であります。

続きまして、下のほうの活動指標ではありますが、①の相談件数、②の取引あっせん・紹介件数、③の産学官の共同研究グループ等への共同研究の支援の実績は、いずれも目標値を上回る実績となっております。

218ページをお願いいたします。

次に、財務状況についてであります。まず、左側の正味財産増減計算書の平成28年度の欄をごらんください。上から3段目の当期経常増減額は、マイナス1,229万円余、その3つ下の欄の当期経常外増減額は137万円余となっております。これにより、当期一般正味財産増減額は、マイナス1,092万円余となっておりますが、これは、農商工連携応援ファンド事業において、昨年度に生じた運用益よりも事業費が大きかったことなどによるものであります。これによりまして、一般正味財産期末残高は、2段下になりますが5億6,799万円余となります。また、下から2段目の指定正味財産期末残高1億5,441万円余を加えました、一番下にあります正味財産期末残高は7億2,241万円余となっております。

次に、右側の貸借対照表の平成28年度の欄をごらんください。一番上の資産は、39億6,147万円余、3つ下の負債は、32億3,906万円余となっており、この結果、正味財産は、先ほどの正味財産期末残高と同額の7億2,241万円余となっております。

次に、財務指標についてであります。①の県補助金等比率、②の自己収益比率は目標を下回っておりますが、③の流動比率は、目標値を上回ったところであります。特に、①の県補助金等比率は、達成度が0%となっております。これは、当機構が実施する事業が県からの事業が中心であり、昨年度県からの事業の補助金がさらに増加したことなどにより、目標値を大きく下回ったことによるものであります。このような実態を踏まえ、当機構の財務指標については、どのように設定するのがよいか、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、直近の県監査の状況であります。昨

年度県による監査がありました。指摘等はありませんでした。

次に総合評価について御説明します。

まず、左側の機構の自己評価では、活動内容をA、財務内容と組織運営をBとしております。右側の県の評価としましては、活動面では、中小企業の相談対応や取引振興など積極的に事業展開していることからA、財務面では、県の中小企業振興施策の実施に伴う補助金の増加などの要因により指標は未達成となっておりますが、公益財団法人の業務は順調に運営されていることから、Bとしております。組織面では、理事会等の運営、業務執行体制の整備など、適正な運営がなされていることからBとしております。

続きまして、平成29年度事業計画書について御説明いたします。

ページは、同じ資料の83ページのほうになります。

2の事業計画につきましては、昨年度とほぼ同様の事業を予定しているところでございます。

1点御説明申し上げますが、86ページをお願いいたします。

⑤のところでございますが、先ほども実績のところでも申し上げましたが、産学官労官プラットフォームによる地域産業・企業成長促進事業につきましては、昨年度に引き続き、将来成長が期待される成長期待企業への集中支援を実施するところですが、29年度は、成長期待企業の認定企業数の増加や支援が本格化することなどから、さらなる支援を行っていくこととしているところでございます。

次に87ページをお願いいたします。

3の収支予算書についてであります。

Iの一般正味財産増減の部の予算額の欄ですが、経常収益計は、中ほどに線で囲んでおりま

すが、5億5,697万円余であり、経常費用は、88ページのほうの下から2段目になりますが、5億9,807万円余となっております。

最後に89ページの一番下のⅢの正味財産期末残高であります。中ほどの一般正味財産期末残高と下から2段目の指定正味財産期末残高を合計しまして、6億3,188万円余を見込んでおります。

企業振興課関係は以上でございます。

○岩本観光推進課長 それでは、常任委員会資料の8ページをお開きください。

観光推進課からは、公益財団法人みやざき観光コンベンション協会の概要について御説明いたします。

まず、1の役割等であります。当協会は、国内外の観光客、MICE、スポーツ大会、合宿等の誘致等を行いまして、本県の観光振興を図り、地域経済の活性化等に寄与することを目的としております。

次に、(3)の出資状況ですが、基本財産は2億8,000万円で、うち県の出資額は1億750万円、出資割合は38.4%となっております。

次に、(3)の組織等でございます。

一番下の表をごらんください。平成29年4月1日現在で、役員は23名、うち常勤役員は県OBの専務理事と常務理事の2名となっております。また、常勤職員は24名で、うち県派遣職員が6名となっております。

次に、経営状況等の詳細につきまして、別冊の平成29年9月定例県議会提出報告書の187ページをお開きください。出資法人等経営評価報告書でございます。

まず、一番上の概要と、その下の県関与の状況の人的支援の状況につきましては、先ほどの委員会資料でただいま御説明いたしました内容

でございますので、省略をさせていただきます。

次に、県関与の状況のうち、財政支出等についてであります。

県補助金が、平成28年度は9億1,540万6,000円でございます。その内訳ですが、その下の主な県財政支出の内容にありますとおり、①の九州観光支援交付金事業は、平成28年4月に発生しました熊本地震の影響により減少した観光客を呼び戻すための宿泊旅行商品造成支援・割引宿泊券販売・応援イベント実施などに係る経費で5億5,000万円余となっております。

②の神話のふるさとみやぎ誘客促進事業は、国内外からの観光客誘致のための対策などに係る経費です。

ここで1点訂正をお願いいたします。事業内容の中でモニターツアーとありますのは、モニターツアーに訂正をお願いいたしたいと思っております。まことに申しわけございませんでした。改めておわびを申し上げます。

続きまして、③の宮崎観光緊急誘致対策事業でございますが、熊本地震の影響により減少しました観光客を呼び戻すための団体旅行送客支援・ネット系宿泊割引クーポン販売に係る経費でございます。

次に、④の運営費補助金は、観光推進、MICE誘致、スポーツ合宿誘致等に係る運営費補助でございます。

最後に、⑤のスポーツランドみやぎ推進事業は、スポーツイベント等の開催に係る支援等でございます。

次に、活動指標についてでございます。

活動指標の目標値は、宮崎県観光振興計画から設定をしております。まず、①の観光入込客数は、暦年におきます県内外からの観光客数でございますが、資料作成段階では、平成28年の

実績値が未確定でございましたことから、この実績値につきましては、暫定値を記載しております。目標値1,561万2,000人に対しまして、実績値が1,568万1,000人で、達成度は100.4%となっております。

また、②のコンベンション参加者数は、28年度の目標値26万3,807人に対しまして、実績値が21万9,948人で、達成度は83.4%となっております。大規模会議が少なかったことから、目標達成には至らなかったところでございます。

また、③のスポーツキャンプ参加者数は、28年度の目標値18万9,453人に対しまして、実績値が18万2,235人で、達成度は96.2%となっております。

次に、188ページをお開きください。

財務状況についてでございます。まず、左側、上のほうの正味財産増減計算書の平成28年度の欄をごらんください。経常収益は10億36万円余、経常費用は10億235万円余であり、経常収益から経常費用を差し引きました当期経常増減額はマイナス198万円余となっております。

マイナスとなった要因といたしましては、為替相場の変動、国内金利相場の悪化によりまして、基本財産運用収入が減少しましたこと、緊急の熊本地震対策事業の実施によりまして、協会運営に係る費用が増加したこと等でございます。

当期経常外増減額は0円のため、当期一般正味財産増減額はマイナス190万円余となり、その結果、一般正味財産期末残高は4,476万円余となります。指定正味財産期末残高2億8,244万円余と合わせますと、正味財産期末残高は3億2,721万円余となります。

次に、右側の貸借対照表についてです。

資産は、流動資産、固定資産を合わせまして、

6億3,683万円余となっております。

続いて、負債は、流動負債、固定負債と合わせまして、3億962万円となっております。この結果、資産から負債を差し引いた正味財産は3億2,721万円余となっております。

次に、財務指標についてであります。①の自己収入比率は、当期支出合計に対する自己収入の割合であります。目標値20%に対しまして、実績値5.2%で、達成度26.0%となっております。

これは、熊本地震の復興関連事業補助金により、全体事業費が大幅増額になったことによるものであります。

一方、②の自主事業比率ですが、当期支出合計に対する自主事業費の割合でございますけれども、目標値60%に対しまして、実績値98.6%で、達成度164.3%となっております。

また、③の管理費比率は、当期支出合計に対する人件費等の管理費の割合ですが、目標値25%に対しまして、実績値1.4%で、達成率194.4%となっております。

次に、直近の県監査の状況についてであります。

平成28年10月に行われました県監査におきまして指摘事項等はございませんでした。

最後に、総合評価について御説明いたします。

まず、左側、協会の自己評価について、活動内容をB、財務内容をB、組織運営をBとしているところであります。

これに対する県の評価としましては、右側になります。組織体制について改革を順調に推進していること、活動指標が一部未達成であります。観光入込客数など、熊本地震の影響があったにもかかわらず、誘客促進活動に一定の成果が見られること、③として、財務指標が一部未達成であるが、おおむね目標を達成してい

ることなどから、活動内容をB、財務内容をB、組織運営をBとしたところであります。

説明につきましては以上でございます。

○中嶋オールみやざき営業課長 続きまして、オールみやざき営業課からは、公益財団法人宮崎県国際交流協会について御報告いたします。委員会資料の9ページをお開きください。

まず、1の役割等であります。当協会の目的は、多文化共生の社会づくりと県民の幅広い参加による国際交流活動を促進し、諸外国の相互理解や友好親善を深めることにより、宮崎県の国際化を図るとともに、地域の活性化にも寄与することを目的としております。

出資状況は、基本財産5億4,360万円のうち、県の出資額は4億4,307万円で、出資割合は81.5%であります。

次に、3の組織等ですが、そこにごあります組織図のような体制となっております。下に表がございまして、左にありますように、理事と監事を合わせた役員は9名、うち常勤役員は、県OBの常務理事1名となっております。また、右側にありますように、常勤職員は7名で、うち県派遣職員が1名となっております。

続きまして、別冊の9月定例県議会提出報告書の91ページをお開きいただきたいと思います。

2の事業実績につきましては、主なものを御説明いたします。

まず、(1)の交流推進事業であります。県民と在住外国人との交流会や国際交流ボランティア養成講座などを開催したところであります。

次に、(2)の情報提供事業であります。

機関誌「サウス・ウインド」の発行や、英語など4カ国語による国際プラザニュースの発行を行ったところであります。

めくっていただきまして、92ページをお開き

ください。

(3)の在住外国人支援事業であります。在住外国人を対象に生活相談、日本語講座などを実施したところであります。また、一番下の(4)の国際化推進事業としまして、県内の団体が行う国際交流・協力活動に対して助成を行ったほか、県民の方を対象に国際理解のための講座などを実施したところであります。

次に、経営状況につきまして、宮崎県出資法人等経営評価報告書により説明いたしますので、同じ資料の189ページをお願いしたいと思います。

まず、一番上の概要と、その下の関与状況につきましては、先ほど御説明いたしましたので、省略させていただきます。その下の財政支出等についてであります。平成28年度の実績は、県委託料が2,507万円余となっております。その内容は、その下の主な県財政支出の内容にありますとおり、多文化共生地域づくり推進事業としまして、県民に対する異文化理解講座の開催や通訳ボランティアの育成等に係る委託料となっております。

次に、一番下の欄、活動指標ですが、まず、①の研修・講座の延べ参加数は、目標値5,000人に対しまして、平成28年度の実績は3,669人、達成率は73.4%となっております。

また、②のホームページアクセス数でございますが、目標値1万7,000件に対しまして、実績値は1万4,265件で、達成率は83.9%となっております。

また、③の宮崎県国際プラザ延べ来館者数は、目標値6,000人に対しまして、実績値は4,894人で、達成率は81.6%となっております。

めくっていただきまして、次のページ、190ページをお開きください。

財務状況についてでございます。まず、左側の正味財産増減計算書であります。平成28年度の率をごらんください。経常収益は、3,229万円余、また、経常費用は3,210万円余であり、経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は18万1,000円となっております。

3行下の欄の当期経常外増減額が、マイナス25万6,000円でありますので、その下の当期一般正味財産増減額は、マイナス7万5,000円となりまして、これと、1行下の欄の一般正味財産期首残高234万円余を合わせた一般正味財産期末残高は227万円余となります。

指定正味財産期末残高の5億4,360万円と合計しました正味財産期末残高は5億4,587万円余となります。

次に、右側の貸借対照表についてでございます。一番右の平成28年度の欄をごらんください。

一番上の資産は、流動資産、固定資産を合わせまして、5億4,703万円余となっております。

次に、負債でございますが、未払い金などの流動負債が116万円余となっております。この結果、資産から負債を差し引いた正味財産は5億4,587万円余となっております。

次に、下の段の財務指標についてであります。

①の自己収入比率は、当期支出合計額に対する、基本財産運用収入や、会費、雑収入などの自己収入及び自主事業収入の比率であります。目標値20%に対して実績値は19.8%で、達成率は99%となっております。また、②の管理費比率は、管理費に占める物件費の割合であります。目標値25%に対して、実績値は25.3%で、達成率は101.2%となっております。

次に、総合評価についてであります。

まず、協会の自己評価は、活動内容をB、財務内容をB、組織運営をAとされているところ

であります。これに対する、右側でございますが、県の評価としましては、活動内容は、3行目からちょっと小さい文字で書いておりますが、今後もさらに利用者のニーズ把握や情報発信等に努めるなど、目標達成に向けて県と連携、協働した取り組みを推進していく必要があるということでBとしております。また、中ほどにあります財務内容につきましては、県からの受託事業収入が、収入益の多くを占めており、今後も自己収益増に取り組む必要があることから、Bとしております。

最後に、組織運営につきましては、最小限の人数で運営され、職員の能力向上に取り組んでいることからAとしたところでございます。

続きまして、平成29年度の事業計画について御説明いたします。

お戻りいただきまして、97ページをお開きいただきたいと存じます。

2の事業計画であります。昨年度に引き続き、多文化共生の社会づくりや本県の国際化、地域の活性化を図るため、国際交流の推進や在住外国人支援などに取り組んでいるところでございます。

次に、めくっていただきまして、99ページをごらんいただきたいと思っております。

3の収支計算書でございます。I一般正味財産増減の部の1、経常増減の部の(1)経常収益であります。①から⑤までの各収益を合わせた経常収益は、合計で3,718万円余であります。主な収益としましては、①の基本財産運用益と③でございます県からの受託金収益となっております。

(2)の経常費用につきましては、①事業費と②管理費の合計で、表の一番下から2段目にございますが、3,718万円余となっております。

次に、めくっていただいて100ページをお開きください。

一番下のIII正味財産期末残高であります。その5つ上にあります一般正味財産期末残高の80万円余と下から2行目にありますが、指定正味財産期末残高の5億4,360万円余を合計しまして、5億4,440万円余を見込んでおります。

国際交流協会につきましては以上でございます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終了いたしました。質疑はありませんでしょうか。

○重松委員 それでは、観光コンベンション協会の188ページの財務指標の②、熊本地震で大変な状況の中でやっていらっしゃると思います。この自主事業比率が大変上がっているということで、164.3%とありますが、この自主事業というのはどういうことを言われるのでしょうか。

○岩本観光推進課長 観光コンベンション協会では、観光誘客のための事業を初めいろいろやっておりますけれども、それに対しまして、県が補助金を交付しております。観光コンベンション協会が主体的に実施している事業を全てひっくるめまして自主事業という位置づけにしているところでございます。必要な経費に対して県が補助をしているという位置づけでやっております。

○満行委員 公益財団法人宮崎県国際交流協会の概要を説明いただいたんですけど、この事業の内容を見ると、県の取り組みが書いてあるんですけど、この協会と市町村の関連団体があると思うんですけど、その連携とかコラボとか何かそういうのが、この交流協会でも行っておられるかどうかお尋ねいたします。

○中嶋オールみやざき営業課長 宮崎県の国際

交流協会のイベントとかもいろいろ実施しておりますので、そういうのにももちろん市町村の団体に声をかけまして参加いただいているんですが、県からもそうやって、市町村が主体的に実施するいろんな事業、イベントがございますので、そちらにも積極的に参加して交流を行っているところでございます。

○満行委員 財務的な市町村と県との関係、出資というのはないということよろしいでしょうか。

○中嶋オールみやざき営業課長 出資につきましては、ここに総額で5億4,360万ございますが、このうち市町村からの出資も一部含まれているところでございます。

○坂口委員 すごく基本的なことを1つ代表して、企業振興課ですけど、この県の出資割合50%の根拠。意思決定とか、そういったことで50というのはすごく微妙な数字で。出資比率がそれぞれ団体によって違うんですけど、50、フィフティ・フィフティにされているのは何なんですか。意思決定のときは、場合によってはなかなか難しい面が出てくると思うんです。

○河野企業振興課長 機械技術振興協会でございますね。

○坂口委員 そうです。

○河野企業振興課長 意思決定といいますか、50%ということは半分なんですけれども、県北の関係の企業さんでありますとか、団体、延岡市長が理事長ということもあって、当然県と市町村と連携をとりながら、県北地域の産業というのを、同じような立場から取り組んでいくということでの50%だと考えております。

○坂口委員 連携をとるための最終的な意思決定というのがすごくやっぱり不可欠なことになるので、さまざまな考え方を集約して、法的根

拠を持って連携をとっていくということで、50%という比率は、僕は根拠がなければ1回見直すべきじゃないかと。どちらが最終的な主導権を握るのかということと、結果的に責任をとるときには誰が最終的に代表して責任をとることになるのか。出資比率というのは、その相手というか団体の性格上とか役割上、50%という根拠があればいいと思うんですけど、ちょっと難しいだろうなという気がするもんですから。これは今後の宿題としてお願いをしておきます、検討を。

同様に、報告書の73ページ。これも参考までになんですけども、将来の成長が期待できる企業を27選ぶとなっておりますよね。27選んだ中でどれぐらいの成果が見れるのかというのが1つと、このテーブルに乗らなかった企業で、結果的にやっぱりやったなというような企業の見落としなんかはなかったものか。まだ歴史がそう長くないから、そういったものは難しいかもわかりませんが、誰がどういった視点から何を根拠に、このテーブルに乗って残していくのか。客観的な基準とか、選考のための基準というのは何かお持ちなんですか。

○河野企業振興課長 成長期待企業の選定の考え方等についてでございます。この事業自体は公募をいたしております。2カ月程度公募をいたしまして、基本的には支援を受けたいと自主的に要望のあった企業の中から計画を聞きまして、売上増が期待できる取り組みだとか、そういうのをもとに、外部の入った審査会において選んでいるということです。もともとの出発点が公募でということでございますので、対象としては広く考えているところでございます。

○坂口委員 そうすると、応募もほぼ27ぐらいでほとんど残ったということなのか、そこで外

されていったところがあるのか。問題は、外された中に支援すれば成長できたというのがあった場合で。すごく経営環境というのは変わっていきますから、そことまたつながっている企業が一つこければあおりを受けるものもあります。内的要因、外的要因でさまざまですけれども、やっぱりそのときのどういった要因に対してどう支援するかということで、成長できるできないって決まる、すごく難しい問題があるんです。だから、それを最終的に見たときに、こぼしてしまっただ中にそれなりのものが本当はあったよなというようなことがないのか、それをどうフィードバックして選考基準に生かしていくのか、そういったことを大まかに。

○河野企業振興課長 成長期待企業としての目標数としましては20社程度というのをまず目標に掲げてございます。28年度から30年度までの3年間で20社程度を選定したいというふうには考えております。

委員のおっしゃった漏れた部分というお話のところですが、基本的に先ほど申し上げましたように、公募ということで挙手制にしております。企業から積極的に受けたという申し出について門戸を広げている。その中で、先ほど申しましたような成長性とかの観点で、確かに審査をする中でやっぱり20社程度といえますか、一定程度に絞るといって作業を行っているわけですが、手を挙げられた企業としましては、基本的に、支援対象企業という位置づけにしております。その中で、集中支援を行うものを成長期待企業というふうに、2段階に分けております。それで申し上げますと、いわゆる支援対象企業というのは、全部で100社程度は拾いたいというふうに考えております。そのうちの20社程度が集中支援の成長期待企業ということで、基本

的に20社から漏れたとて全く支援しないわけではなくて、残りの企業は支援対象企業として、既存の制度を活用しながら、支援をしていくということでございます。

○坂口委員 なかなかこれも難しいことでしょうけれど、総合評価のA、B、Cの評価づけです。ここのところの考え方ですけれど、Aというのは、かなりの努力とか、かなりの付加価値というんでしょうか、その中でも、それが特段に優れたものをAにするのか、Bというのは、これは通常、精いっぱいやれば当たり前だよなということをしてB評価としていくのか。部によって、例えば186ページですね。活動をAにしたというのは、PRや企業ニーズの把握に努めて、積極的に事業展開をやったということでA評価ってなっているんです。ただ、これは考えによっては当たり前じゃないかと思うんです。当たり前をBとすればBでよかったんじゃないかなというのと、逆に、熊本地震か何かだったですか、A、A、Aというのが。これはまた違う課で、Aだよなというのが何かあったんですけど、とにかくA評価というものを、特段に優れたものが見られたということにするのか、やっぱり予定してたことを精いっぱいやったよなということなのか、それとも、やったことに対しての効果がかなり見られたのか。例えば、熊本地震なんかでの観光客の減に対して、心配だから手だてをやったよというのがあったんですね、単年度事業で。その結果、見込みを上回ったよって。こういったのは、何をもってA、B、Cを決めるかっていうのが。もしこの事業がなかったら本当に観光客が来なかったのかとか、それを行ったことによって災害があったにもかかわらず、熊本から高千穂に来てくれたよというのが。これは来た人とか代理店あたりに、あなた

が高千穂入りをしたのは、熊本地震があって、本来は選ばなかったはずだけれども、選んだ理由は何だったんですかというところまでやらないと、こういった評価にはつながらないと思うんです。目標としての数字が2割減だろうなと思って8割でやっていたら86%入ってきたから評価を上げるんだというんじゃないで、実際そういう対策が打たれたから私は高千穂入りしましたって、これがなければ来なかったですよというものがあっての嵩上げなら。だから、ここの評価というのは、ある意味、かなり厳しくやっていって、Aというのは、例えば土木の総合評価で入札制度をやってますけれど、これの技術提案なんていうのは、通常では考えられませんよとか、VEだって、ごく普通の技術者では気がつかないのに、なるほどそんな手があったかというものに対してのみが評価されてくるんです、それが付加価値評価なんです。だから、各課、それなりの客観的な水準を持って、Aというのはやっぱり通常プラスかなりの付加価値があったんだというようなものを評価していかないと、何か課によってこの基準にばらつきがあるような気がするんです。これも今後の検討課題として、難しいことですけど。

○中田商工観光労働部長 本当委員がおっしゃるとおり、評価というのはなかなか難しく、やって成果が出ているのは当たり前じゃないかという評価の仕方もちろんあります。

昨年の熊本地震の関係についてちょっと御説明させていただきますと、地震直後というのは、本当にキャンセルとかもたくさん出たというのは事実で、この県単の約1億円近くの予算を認めていただいてやったということと、九州ふっこう割がスタートしたということで、我々も旅行業界とかホテル関係の方とかいろいろ話を聞

くと、それを打ち出したことによって、かなり予約が戻ってきたという話を聞いております。本当はそれだけではないのかもしれませんが、やっぱり県単、それから、九州ふっこう割で対策を打ったことというのは相当な効果が出ているのかなというふうに思っております。これは、宮崎だけではございませんけれども、九州全体として。だから、そのあたりについて、我々としては一定の評価をしていいのかなと思っております。

この評価では、Bというふうになっておりますけれども、コンベンション協会全体の評価として一応Bという形にしております。その評価の仕方については、商工観光労働部だけのことではございませんので、また、総務部あたりとも、そういうことにつきましてはちょっと話をしてみたいというふうに思います。ありがとうございました。

○坂口委員そこらは物すごい難しいと思うんです。だから、今みたいな裏づけがあれば、これはやっぱりA評価にすべきじゃないかな。それがなかったら、随分深刻な数字が出ていた、その事業を打ってこれだけのこと。しかも、重点的に高千穂の観光客の入り込みをどうふやすかというのは、県の大きな重点施策でありますから、その効果というのは、もうちょっと高めていいのかなというのと。逆にじゃあ良好以下のCランクの評価が出たところでも、Cをもらって本当に納得できるかというものもあると思うんです。例えば、商工を飛び越してしまいますけれども、福祉なんかの社会保障関係は、予算をつければ成果が出るよというものじゃないですね。相手がどれぐらい頑張ってくれるのか、県が、一生懸命やっても、相手が頑張るといったら語弊がありますけれど、本当に効果

が出る行動を起こしてくれるのか、それともやっぱり長く時間をかけながら、遠回りしながらそこにたどり着く行動をしてくれるか。相手次第でしか成果の出ないものがあると思いますし、道づくりなんていったら、10億つくか、100億つくかで、橋が1年がかかってしまう、技術的なものもありますけれど、10年かかる事業だってある。そうすると何カ年計画を組んで、その半分でできましたので成果がすごく上がりましたというのは、性格が違うんです。金さえあれば何でも成果が出せるというものと、金を突っ込むにも突っ込みようがないとか、幾ら突っ込んでも相手次第とか。だから、そういうところの評価は難しいでしょうけれど、何でおれのところはCなんだ、こっだけ頑張っって、向こうは他因的な要因でこれだけ上がったんじゃないかとかいうようなことがないようにしていただかないと、見てて何か評価が不自然なんですよね。難しいけれど、またこれも検討していただくように。

○渡辺委員長 ほかにいかがでしょうか。

○星原委員 宮崎県国際交流協会は、平成2年に設立されたということで、もう27年が経過してきているんですが、ここの事業内容にそれぞれ1番から4番まで書いてあるんですけども、この協会ができて、今、国際化あるいはグローバル化と言われる社会の中で、果たしていく役割というのは結構大きいだろうというふうに思うんですけども、その実績を少し紹介していただくとうわかりやすい。これを見る限りではなかなか見えないので。

○中嶋オールみやざき営業課長 国際交流協会につきましては、平成2年から国際交流を中心にまず発足したわけなんですけど、最近につきましては、在住外国人の方も大分ふえてきてまして、

国際交流に加えて多文化共生というところの役割が非常に大きくなってきております。そういうこともありまして、先ほど経営評価のところでも御説明しましたけれども、多文化共生地域づくり推進事業として、2,600万ということで、県の事業で委託しております。その資料の中にいろいろ事業が出てきますが、これのかなりの部分はこの委託事業でやってもらっているところなんですけれども。例えば、多文化共生事業で申し上げますと、91ページの実績の資料にまず基づいて説明したいと思うんですが、交流推進事業、情報提供事業、(3)の在住外国人支援事業、そして、国際化推進事業ということで、多文化共生事業の中から、各事業にまたがっている事業があるんですが、92ページの資料の多文化共生社会事業が委託事業の一番のメインということになりますけれども。宮崎にお住まいの海外から来られて定住されている方もいらっしゃるし、あるいは留学生とか一時的に来られている方もいらっしゃるし、そういう方に向けて、まず一番お困りの普段の生活相談を、そういう相談者をお願いしまして受けたりとか、あるいは、言葉にやっぱりお困りですので、そういう方に日本語講座を宮崎でやったり、あるいは宮大のほうでやったりとか。あるいは3つ目にございますけれども、在住外国人の方が病気されたりすると、病院に行ったときに、症状とか言葉がうまく伝わらずに、非常にお困りという声がありますので、そういうことがないように、医療従事者の方、特に看護師さんとか、最初に受け付けされる事務の方とか、そういう方に対して、そういう講座をやったりとか。その下の災害のときの講習会とか、(3)の右側の4つ目にありますけれども、在住外国人のための防災講習で、そういったとき

の避難の仕方とかを警察署とか消防署とか、そういうところから講習を行っていただいたりと。

それと、その下にあります日本語学習支援者スキルアップ講座ということで、そういう外国人の方に日本語を教える日本人のための講座を開いたりとか、そういった幅広い外国人の支援のための事業を行っているところでございます。

○星原委員 そうなると、189ページの活動指標を見ると、目標値の全てが80%前後で、目標に来てないわけです。二十何年たっていれば、大体その目標値達成ぐらいの活動は毎年やってきたんじゃないかなと、私からは見えるんです。始まったばかりだとまだ周知されてなかったり、まだ利用する人たちが、そういう講座があることをわからんと思うんですけども。もう二十何年もたつとれば、大体活動内容が研修とか、いろんなアクセス数とかなっているんですけども、目標値が高くてなかなか達成しないものなのかどうなのか、その辺はどういうふうに判断したらいいんですか。

○中嶋オールみやざき営業課長 まず、研修と講座の延べ参加者数のところが、目標値5,000に対して3,669名ということで、割合が70%と若干低くなっておりますけれども、年によって若干ばらつきはありまして、講座の数とかそういったこともあって、非常に高いときもあるなど、ちょっとばらつきがあるということ。アクセス数につきましても、去年までは2万5,000件ということで、高い目標、過去マックスの数値を設定しておったんですが、それを現実的に近いところにしたんですけども、まだちょっとアクセス数が少ない、達成率がちょっと低いということもありますので、その下の入館者もひっくり返してなんですか、この辺の周知につきましても、ホームページ等と4カ国語の国際プラザニュー

ースで協会の取り組みを市町村とかあるいは公共機関、あるいは学校とか大学、そういったところで配って周知しておるんですが、より徹底して、もっと利用者、参加者が多くなるような取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○星原委員 そこに、29年度、30年度の目標値を掲げているんですけど、28年度と同じような数字が掲げているわけです。そうすると、28年度でこれだけのパーセントしかできなかったのに、また次の年度もかけていくというのは、何か原因があるだろうというふうに思うわけです。だから、目標達成に向けて、新たなことをやっぱり考えて、こういう研修講座にしても、アクセスしてもらうにしても、ただ数字を掲げるだけじゃなくして、課題として何があるんだろうと、達成しなかった部分は何が課題なんだろうと、次年度にちゃんと生かして。その前の27年とか26年がないんで、何とも見れないところなんだけれど、要するにどういう形になっているか、前年度、二、三年前が。結局達成しなければ達成しなかった理由があるはずなんです。そういうのを見つけていって、やっぱり宮崎に来てよかったとか、宮崎に住んでよかったとか。どれぐらいの国から来ているかわかりませんが、そういう人たちが生活しやすいとか、いい環境だとかというのを知らせることで、外国から宮崎への移住者をふやしていくとか、地域の人たちと交流が盛んになっていくとかっていうことにつながっていくだろうというふうに思うんです。

だから、そのための努力をしないと。ここの国際交流協会の出資割合でいくと、県が81%ですから、やっぱり宮崎県がかなり主体的に動かないといけない協会じゃないかなというふうに

思うんです。そうすると、皆さん方、オールみやざきとどのような連携をとりながら、そういう取り組みをしているのかということにつながっていくんじゃないかなというふうに思うんです。

さっき言ったように、国際化とかグローバル化とか、県もいろんな取り組みを事業としてやっているわけですから。企業関係でも外国から来てもらったりする人たちがふえていくんじゃないかなという気がするんです。だから、ここの充実を図ることが、やっぱりこれからの宮崎の国際化社会につながっていくのかなと思うんですが、その辺の捉え方はどういうふうに考えたらいいんですか。

○中嶋オールみやざき営業課長 委員御指摘のとおりでございまして、我々も、もちろん協会と一緒に取組んでまいりますが、まず、目標値を達成するために、先ほども申し上げましたが、在住外国人の方に、例えば講座の内容とか、いろんな協会での取り組み内容が伝わりやすいように、ホームページでの情報発信ではちょっと限界があるということもあわせて、それに加えてSNS、最近よく若い方とか使われますが、そういったところでの情報発信をすることによりまして、より情報が伝わりやすいようにという取り組みを、今始めたところでございます。

○星原委員 もう一点、92ページで、在住外国人支援事業というところにいろんな相談や講座の回数を書いてあるんですが、こどもできれば、どういう国からどのぐらいの人が参加しているのかを教えてください。ここに医療従事者のための多文化講座4回と書いてありますが、要するにどういう人たちが来ているのかを。データがあれば説明してもらっていいんですけど、

なければ、資料をもらおうと、どういう国の方々がどういう形でどれぐらいの人数が参加しているのかというのが見れると思うんです。この外国人支援事業の回数だけじゃなくて、その辺がわかれば教えてもらいたいと。

○中嶋オールみやざき営業課長 例えば、今委員からお話がありました、医療従事者のための多文化講座というのを例でちょっと御紹介したいと思うんですが。これは、先ほど申し上げましたけれども、在住外国人の方に、例えば、まだ日本語がわからないような方とかのための対応ということで、まず宮崎でやりました事例でいいますと、去年の9月に、場所が市郡医師会病院で、参加者としましては、医師とか看護師とか、医療事務、受付の職員の方、あるいはソーシャルワーカーとか、そういう医療従事者の方を集めまして、総勢28名参加いただいたんですけれども。そういう方に対して、うちの国際交流員がそこに行きまして、そういう外国人の方の対応の仕方といいますか、そういったところを細かく、例えば、やさしい日本語を使った対応が大事ですよとか、あるいは日本と外国の医療制度の違いとか、そういったところをお話をしたところでございます。

○星原委員 最後にしますけれども、要するに、これから文化交流もそうでしょうし、経済交流もかなり盛んになってくるんじゃないかな。そうすると、外国の企業の社員とか、そういった人たちも入ってくるようになったときに、要するに日本の中のどこを選ぶのか。東京あたりの大都市圏か、関西か、九州か。その中で宮崎を選んでもらうために、生活面とかで困っていることの手助けというのが、どこを選ぶかの基準になりそうな気がしてくるわけです。そうすると、やっぱりそういうものを察知して、来やすい環

境づくりというのをどうやっていくかでない、このいろんなことを達成できないのではないかなと思ったところなんです。今後はやっぱりそういうことも想定しながら、この事業の取り組み等をやってもらうとありがたいなというふうに思います。

○中田商工観光労働部長 本当におっしゃるとおりで、今ちょうどオリパラの関係とかでも、外国からのキャンプの誘致とかいろいろやりますし、インバウンドもふえてきている状況もございます。委員おっしゃったように、経済交流もやっていかないといけないという状況にあります。

ですから、細かい話からすると、多言語対応の看板とか、そういう受入体制の充実というのは、非常に重要だというふうに思っています。ですから、オリパラを間近に控えてキャンプも来ますので、その国からいろんな観光客も来ていただくと我々期待しておりますので、そういう受け入れ体制はしっかりと、国際交流協会だけではなく市町村とか、市町村も国際交流協会を持っているところもありますので、あと在住の外国人の方とか、そういう方たちともしっかり意見交換しながら体制の充実を図っていききたいというふうに思っております。

それから、先ほど委員から参加人数を入れてもらいたいというお話がありましたので、またちょっと参加人数を調べて、別途資料としてお渡ししたいと思いますので、その点御了解いただきたいと思います。

○星原委員 ありがとうございます。

○渡辺委員長 今ありました件については、部長の御答弁のとおり、資料を机上配付で結構ですのでお願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。

○坂口委員 ちょっと関連ですけれど、医療従事者関係にとか、医療の国別の制度とかの違いとかに配慮しながらとか、やさしい、わかりやすい言葉で、というのは大切なことだと思うんです。国際交流のボランティアとか、国際文化の相互理解とかというのが、この協会の重点報告で出てきてるんですけれど、そういった面で、特に国のそういった習慣とか、いろんな価値観の違いで大きく反省すべきことで、このことだけはしっかり毎年必須科目みたいにして講習してますよというふうなものは、過去長い経験を踏まえて、整理はされているんですか。それか、やっぱり相互理解という意味からも、今までのこういった点が本当に大きな反省材料だったとか、これだけはやっぱり絶対守らないとだめなことなんだよというのは何か蓄積されてますか。

○中嶋オールみやざき営業課長 内容につきましては、先ほど申し上げましたように、価値観の違い、医療制度の違い、そういったところを初め、医療に見られる諸外国の文化的特徴と事例とか、やさしい日本語とか、そういったこともひっくるめて、非常に命にかかわるようなことですので、継続してやっていこうと思うんですけれども。それを受けられた方の声としまして、やっぱりわかっているつもりでも、日本との医療制度の違いとか価値観の違いとか、そういうことが改めてわかった、非常に役に立ったという御意見もいただいたりしますので、そういった参加者の声も生かしながら、より充実した研修にしていきたいというふうに考えております。

○坂口委員 大切なことだと思うんです。具体的に何を言っておられるのか、ちょっと具体的なケースというのまではわからないんですけれど、多分それは、その行為そのものに対しての

技術的なものとか、あるいは保険制度の違いとか。外国人は途方もない金がかかるとかいうようなことは、自分の先入的な感覚として持っているので、仕組みが違うんですよというのを教えてあげるとかあると思うんですけど。どの国のどういうことっていうのは、具体的にやっぱりちょっと言いづらいから、ある国のあることですけど、僕は以前船に乗っていた折、外国で外国人を雇ってたんです。そしたら、本当に真っ青になったというぐらいええと思ったんですけど。自分が信仰対象とするものが絶対なので、宗教上で12時ゼロ分になったら、漁船で、鮮度を競う魚を扱いながらも、外のあの炎天下の中に放っておきながら、やっぱりそちらを優先するんです。それを注意したら、自分が信頼し尊敬するものを侮辱されたことになるんです。だから、そういった国のそういう絶対侵せない部分、聖域というのがあるんだということを教えとかないと、例えば、通訳ボランティアの方なんかがそこを無視して、それはもうどうでもいいじゃねえとか、その挙動というか、動作なんか見て笑ったりとか、これはもうタブーなんです。プロフェッショナルじゃないから、そこがやっぱり忘れられてて、あんたは善意でしたんだからじゃ済まない世界なんです。そういったものがたくさんありますから、やっぱりこの長い歴史の中から、本当に裁判にいくようなことだってあるかもわかんない、労使交渉の中での労働基準法上守るべきものとか、あるいは宗教上絶対侵せない部分とか。こちらじゃ合理性を見たときに、10分ぐらい延長して、10分早く仕事をやめればいいじゃないとか、1時10分から始業すればいいじゃないとかで、僕らは平気で済ませますけれど、それは絶対許されない国とか、やっぱりそういったも

のがあるということを知ったんですけど。そういう失敗例とか学んだ例をしっかりと欠かさずに伝えていかなきゃならないというのが。今後特にオリンピックなりいろんなことを見据えて、いろんなところからいろんな人たちが入ってきて、全く日本語を知らずに入ってくるとか、日本語を理解しようとして入ってくるとか、いろんな人が、千差万別温度差があるものですから、そこはぜひ1回整理されたら。かなりひやとした例とか、ニアミスだったというのはあると思うんです。今、星原委員がこれだけ長い歴史を持ちながらと言われるから、そういったものの積み上げを相当持っておられると思うから、再度検証していただいて、今後に活かしていただきたいなと思います。本当にひやりとすることがあったんです。

○中田商工観光労働部長 私、昔、国際交流の担当とかしてたもんですから、そういう経験を何回もしてます。委員がおっしゃっているのは、多分宗教上の問題とか、宗教にかかわる食べ物の問題とか、そういうことだと思いますけれども、私がいろいろ経験する中ではやっぱり一番は食べ物です。もちろん宗教は当然ですけども、お祈りの時間とかございますので、そこは最優先というか、当然時間を設けてやらないといけないし、場所もしっかりと準備しとかないといけないというような経験もしてます。

あと食べ物で、当然そのあたりわかって準備をするんですけども、この食べ物の中には何が入っているという表示をしっかり英語なりで書くという大事さを随分学びました。説明はするんですけども、配慮もしているつもりでいるんですけども、本人たちは、本当にこの中に何が入っているのかというのが非常に気になるということで、そういうことはやっぱり注意

するようにしたのがございます。

我々と慣習も違いますし、考え方も違いますし、もちろん宗教とかいろいろございますので、そのあたりを十分にわかった上で、我々としては、それをしっかりと大事にしながら、お互いの文化を大事にして対応していくというのが非常に大事だなと思っております。

○星原委員 さっき資料をもらうということになりましたので、できれば、どの国から、今、宮崎県に何名とか、そういうのをあわせていただけると助かります。

○渡辺委員長 ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、12時も迫っておりますので、説明時間を考慮して、その他報告事項については、午後再開ということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、午後1時再開といたしまして、暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後1時0分再開

○渡辺委員長 委員会を再開します。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○小堀商工政策課長 商工政策課からは、県内経済の概況等について御説明いたします。所管する所属が複数ございますが、一括して御説明させていただきます。

常任委員会資料の10ページをお開きいただけますでしょうか。

まず、1の総論についてでございますが、このページの表は、3つの機関の経済概況報告を上から下へ時系列で記載いたしております。一

番左が日銀宮崎事務所、中央が宮崎財務事務所、この2つが本県経済に関するものに、一番右側が内閣府の月例経済報告で、全国の状況となります。

表に矢印が記載されておりますが、これは前期と比較いたしまして、景気が上向きか横ばいか下向きかをあわらしたのとなっております。

本県の状況といたしましては、直近の判断では、左下の日銀が、宮崎県の景気は緩やかに回復しているとしており、その右側、中央の宮崎財務事務所が県内経済は緩やかに持ち直しているとしております。

11ページをごらんください。

ここからは各論になりますが、(1)の個人消費の百貨店・スーパーの販売額でございます。表にありますとおり、7月の速報値では、全店ベース・既存店ベースともに前年同月比1.7%のマイナスとなっておりますが、宮崎財務事務所の調査によりますと、衣料品が引き続き低調となっておりますものの、宝飾品等が好調となるなどの動きが見られましたことから、ほぼ前年並みとなっているとのことです。

次に、(2)の乗用車販売についてでございます。表の中央の特に軽自動車の前年同月比で大きなプラスとなっております、一番左の普通乗用車で8月の数字が前年度同月比マイナスとなりましたものの、一番右側の県全体といたしましては、持ち直しの動きが続いているところでございます。

12ページをお開きください。

(3)の観光についてでございます。一番上の表にございますとおり、宮崎市内の主要ホテル・旅館の宿泊客数は、それぞれ前年同月比プラスが続いており、昨年4月に発生いたしました熊本地震からの回復の動きが見られていると

ころでございます。また、特に地震後の大きく減少した外国人客数が増加いたしております。グラフの下に記載いたしております表は、県内地区別に調査を行ったものでございますが、全体的に昨年4月に発生いたしました熊本地震からの回復が見られますほか、宿泊客数が落ち込んでおりました県北につきましても、回復の動きが続いているところでございます。

続きまして、(4)の製造業についてでございます。

本県の鉱工業生産指数は、6月が97.7となっており、電子部品・デバイス工業が上昇したことにより、5月の95.1から2.6ポイント増加いたしております。

13ページをごらんください。

(5)の雇用情勢につきましては、アの有効求人倍率は着実に改善いたしており、本県は表にありますとおり、5月の1.39倍から6月は1.43倍、7月は1.44倍となっております。

また、下のほう、イの民間事業所への調査は、ハローワークで捕捉できない雇用情勢を把握いたしますため、県内の民間有料職業紹介事業者等にアンケート調査を行ったものでございます。

表の上段の欄、求人につきましては、左側の4月から6月期の実績は、ふえた、少しふえたという割合が高い一方、下段の欄、求職につきましては、減った、少し減ったという割合が高い状況でございます。

右側の7月から9月期の予想を見ていただきますと、求人は、ふえる、少しふえると予想する回答が多い一方で、求職は変わらないと予想する回答がふえており、企業の人手不足感が続くものと思われま。

商工政策課からは以上でございます。

○河野企業振興課長 委員会資料の14ページを

お願いいたします。

地域未来投資促進法の施行に伴う対応につきまして御説明いたします。

1の法の概要をごらんください。(1)経緯及び目的であります。現行の企業立地促進法を改正する形で、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、通称、地域未来投資促進法といたしますが、こちらの法律が本年6月2日に公布されまして、7月31日に施行されたところでございます。

国におきましては、これまでの企業立地促進法で企業立地や雇用の創出が一定程度進んだ一方で支援措置の対象となった多くの企業が製造業であったことを踏まえ、今回の法律では製造業に限らず、資料の2ポツ目のところですが、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的効果を及ぼすことにより、地域経済を牽引する事業、地域経済牽引事業を促進することにより、地域の成長発展の基盤強化を図るというものでございます。

(2)主な手続きの流れとしましては、①県と市町村が共同で基本計画を策定し、国へ提出し、②同基本計画について国からの同意を受けることとなります。

基本計画同意後、③にありますように、事業者は、地域経済牽引事業計画を策定して、県に申請し、④ですが、県が基本計画に適合すると認めるときは、事業計画を承認することとなります。

右の図に記載してあります①から④の部分に該当いたします。

(3)事業者への主な支援措置であります。事業計画の承認を受けた事業者は一定の要件はありますが、建物、機械などの設備投資につきましては、①の法人税等の特別償却等や②の固

定資産税、不動産取得税の減免などの支援措置があります。

次に、同法の施行を受けての2の県の対応がありますが、先ほど申し上げました基本計画につきましても、県と県内の26全市町村と共同で一つの基本計画を策定する予定であります。現在、県内市町村のほか、宮崎大学、県内商工団体、県産業振興機構の実務者レベルで構成する協議会を設置し、基本計画の内容について検討しているところでございます。

主な内容としましては、①の計画期間は、国の指針を踏まえまして、平成35年3月31日までとしております。②の計画の対象区域につきましては、県内26全市町村を対象に考えております。

③の地域経済牽引事業を促進する分野につきましては、本県のみやざき産業振興戦略において成長産業として位置づけているフードビジネス、医療機器関連、自動車関連などの分野のほか、観光業など、本県の強みを活用しながら、促進していくことが必要な分野を設定することで考えております。

最後に、3の今後のスケジュールであります。今後、細部について市町村と協議を進めまして、事業者が支援を受ける機会を少しでも広げるため、できるだけ早期に手続を進めたいと考えておりますので、10月には基本計画を国に提出し、11月以降に国による基本計画の同意を受けたいと考えております。

同法に係る手続を速やかに進めていきますとともに、同法による取り組みを着実に進めることにより、地域経済の基盤強化、活性化に努めてまいりたいと考えております。

説明につきましては以上であります。

○外山雇用労働政策課長 委員会資料の右の15

ページをお願いいたします。

宮崎県と専修大学とのU I Jターン就職支援に関する協定の締結について御説明いたします。

まず、締結の経緯ですが、1にありますように、本県では、大学進学者のうち約7割が県外の大学へ進学するなど、若者の進学・就職時の県外流出が続いており、県内企業にとって人材の確保が最重要課題となっております。

このようなことから、県では、県外での就職説明会の開催や県外の大学等に進学した学生の保護者に対して情報発信を行うなど、さまざまな取り組みを進めているところでございますが、今後、さらに効果的にU I Jターン就職を促進するため、本県では初めてとなるU I Jターン就職支援協定を、本県出身の学生が多く在籍する専修大学との間で締結したところでございます。

なお、このU I Jターン就職支援協定ですが、これは、自治体とその他の自治体にある大学とが、その大学に通う学生のU I Jターン就職活動の支援に関して、相互に連携して取り組むことを内容とするものであります。

協定の締結式につきましては、2にありますように、8月23日に県庁において行いましたが、専修大学からは学長を初め、本県の御出身でもある理事長に参加いただきました。資料の下のほうには、当日の写真を掲載しております。

最後に、この協定に基づく主な連携・協力事項につきましては、3にありますように、まず、専修大学におきましては、県内企業の情報や、県が行う合同企業説明会等の各種イベントの情報を学生に対して随時周知していただきます。また、県は専修大学内で行われる合同企業説明会や企業情報提供イベント等への協力のほか、専修大学が県内で行う保護者向けの就職セミナー

一や懇談会の開催などに協力することとしております。

次の16ページと17ページには参考といたしまして、協定書の内容を掲載しております。

説明は以上でございます。

○岩本観光推進課長 それでは、常任委員会資料の18ページをお開きください。

観光推進課からは、平成28年宮崎県観光入込客統計調査結果の概要につきまして御報告いたします。

まず、1の調査時期でございますが、平成28年1月1日から12月31日まででございます。

次に、2の調査結果概要についてであります。

(1) 観光入込客数でございますが、平成28年は1,530万4,000人ございまして、前年に比べ、3.1%減少しております。このうち県外客が639万8,000人で、前年に比べ6.7%減少、県内客も890万6,000人で、0.4%減少となっております。

減少の主な要因といたしましては、平成28年4月に発生しました熊本地震が影響したものと考えております。

なお、県外客につきましては、宿泊、日帰りともに減少しておりますが、下の表の上段にあります宿泊客のうち、訪日外国人につきましては、地震直後は大きく減少しましたものの徐々に回復し、前年に比べ3%増加となっております。

また、宿泊客のうち、県内客につきましては、前年に比べ、25%減少となっておりますが、これは、前年の平成27年の宿泊客がふるさと旅行券の発行があったことにより大幅増となっていたものが、平成26年レベルに戻ったことによるものです。

また、表の中段でございます、日帰り客のう

ち県内客は3.7%増加となっており、県内客全体では、表の一番下にありますとおり、先ほども申し上げましたが、0.4%減少となっております。

次のページをごらんください。

(2) 観光消費額についてであります。

平成28年の本県の観光消費額は、1,331億600万円で、前年に比べ12.6%減少しており、県外客は909億8,200万円で、前年に比べ8.9%減少、県内客も421億2,400万円で、19.8%減少となっております。また、宿泊客は741億300万円で8.9%減少、日帰り客も590億300万円で16.9%減少となったところです。

なお、観光入込客数、観光消費額ともに、訪日外国人の日帰り客につきましては、サンプル数が少ないため算出不可となっているところでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○渡辺委員長 執行部の説明が終了いたしました。質疑はございませんでしょうか。

○満行委員 地域未来投資促進法は、企業立地促進法を改正する形でと書いてありますけれども、名称も、企業立地促進法はなくなって、地域未来投資促進法に変わったと見ればいいのでしょうか。

○河野企業振興課長 そのとおりでございます。

○満行委員 2の県の対応ですけれども、③地域経済牽引事業を促進する分野、みやざき産業振興戦略において成長産業として位置づける分野と書いてありますけれども、要は、たくさん書いてあって広いと思うんですけれども、これに該当しない分野というのはどういうところなんでしょうか。

○河野企業振興課長 もともとこの法の趣旨としまして、地域に特色、特性がある事業ということでございますので、まさに各市町村によっ

でも、こういう分野を拾ってほしいという地域の特性があるかと思しますので、現在まだその分野については協議中ということでございます。

○満行委員 わかりました。

○渡辺委員長 よろしいですか。ほかいかがでしょうか。

○星原委員 観光入込客の調査結果ということで説明いただいたところですが、入込客数も消費額も減少というのは、熊本は多分厳しいと思うんですが、九州の各県と比較したときに、同じような割合になっているもんなんですか、その辺はどうなんですか。

○岩本観光推進課長 九州各県の状況でございますけれども、九州で28年度の状況を公表している県が、今のところ4県でございまして、本県以外は、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県となっております。観光入込客数につきましては、佐賀県が前年比7.2%減少、熊本県が1.7%増加、大分県が13.8%の減少、鹿児島県が5.5%の減少となっております。熊本県だけが1.7%増加ですが、あとの公表している3県については全て減少というふうな状況となっております。

○星原委員 ということは、熊本地震の影響もあって、県外、海外からの客が減ったということだけなのか、やはり、全体的に景気が厳しいというか、県内客の動きも逆に減少しています。ということは、観光に使うお金とか、出かけていくというのが少しやっぱり、景気の影響からというふうにも見られるんですか、どうなんですか。

○岩本観光推進課長 九州のほかの県がどうかというのは明確なものがちょっとないんですが、これは推測でございすけれども、基本やはり熊本地震の影響で減少しているんだと思いますが、その後のふっこう割によりまして、回復し

ているところと、それが回復し切っていないところというふうなことで、この数字になっているのではないかなと推察しておるところでございます。

○渡辺委員長 ほかいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、その他で何かありませんでしょうか。

○坂口委員 その他ですけれども、オールみやざき営業課ですか、例の東京のKONNEです。あれが前回考えられないぐらい高い見積もりだったということで、後の宿題としていたんですけど。課の説明は受けたんですけど、改めてこの場でその後どんな努力をされたかというのと、何をあの中から整理されたかというのを。

○中嶋オールみやざき営業課長 その件につきましては、施工業者のところに、早速出向きまして、協議いたしているところでございます。今のところ、業者と基本設計の作業を進めておりまして、概算工事積算の最終段階にあるところでございます。

しかしながら、現時点では、設計内容の見直しとか、修正を行っておりまして、また、工事につきましても、内容確認と交渉とかは行っておるところでございます。

また、流動的ということもございまして、現時点では報告はちょっとできないと判断をいたしておるところでございますが、報告できる状況になりましたら、丁寧に説明させていただきたいと考えているところでございます。

○坂口委員 最終結論が出てからじゃなかなか窮屈になるかなと思うんです、それを覆していったり、そこをもとに戻す。だから、この前も言いましたように、まず営繕課を中に入れるということと、いろんな条件を言われました、道路

が狭いとか夜間の工事に限るとか。東京のあの
一帯は全てそんな工事ばかりなんです。だから、他の既存の建物の見積もりというか、契約
から来る結果でもいいです。そういったものを
積算の参考としてやって、まずはそこと標準的
な比較をやる、ここで大幅に差が出るはずで
す、かなりな金額差が。そこをまずベースに一つは
交渉する。

それから、ここは特殊な建物で特殊な仕様
になるんだとなれば、共通的な一般的な仕様
にそれだけのグレードアップを図るため、その
ために幾ら経費がかかるんだって、それだけ
の効果がどこにあるんだってということとか
です。そういったのをやっぱりシビアにやっ
ていくべきだと思うんです。余りにも常識
から離れているから、その作業の前にこう
いう視点から絞り込んでいくという方針を
出していないと。大成建設に決まってい
るのかどうか、決めたとしたら、どうい
う契約方式で、最終的にどういう方法
をとってそこに決まったのか。また、金
額をこれから交渉するとなれば、今の許
された法律の範囲内では、改正品確法
の中の技術提案交渉方式という、いわ
ゆるECI方式というものしか、公契約
にはないと思うんですけれど。この
方式にのっとれば、こちらからこの技
術はこうやるべきだぞということを指
導したり交渉していくわけですよ、技
術提案で。その中でこんな難しい技
術がありますよとか、あの大きな重
機を入れるのは、かくかくしかじか
ですよとなれば、トラック、クレーン
を持ってくるよりも、分解組立を持
ってきて小さいのを組み立てれば
安くなるじゃないとか、まずそうい
ったことを協議するんです。それ
から後価格交渉があるんです。工
期交渉も何カ月入れる。標準設計
じゃないわけですから、標準工期
があってやるので

はなくって、自分らの要望を言うわけ
です。そのとき初めて、設計が
でき上がる前に業者が決め
られるんです、公金での契約。
民間じゃないんですから、
そこらをもう一回基本に返
ってやることと。

3億円の予算をまず我々認めたわけ
です。前回3億か二億何千万円か
だったですよ。これはもうマ
ックスですから、それからい
かに落とせるかということと、
あくまでも標準的なものと
比較してどうだったのか。高
い理由はどうだった、やっ
ぱり仕様が違うんだという
こと以外にはないと思うん
です。施工条件というのは
全て一緒です、あの近辺は。
地下の上に建物をつくる
なんてどこでも。入り込み
道路が狭い、どこでも
です。夜間しかできない。

でも、そんなのは全て歩掛かり
なり単価なりがあるわけ
です。夜間の労務費は何%
増しでとか、4トントラ
ックで運べない場合に2
トンの場合は搬入料を何
割増しするとか。それが、
県が譲っちゃならない
価格交渉です。そこしか
ないと、最初決めてい
てやるから弱いんです。
決めるときは、この条
件に見合うところは来
てくださいと、設計屋
と施工屋とセットで来
いと。我々と交渉し
ようじゃないかと。と
ころが、我々に技術力
がなければ営繕を頼
む。それでもだめ
だったら、CM方式
です。コンストラク
ションマネジメント
というやつです。プロ
フェッショナルを頼
んで県の考え方をそ
こに。そういうのを
やらないと負けちゃ
います。そして、仕
様が標準以上に高
ければ、そこを借
りることになっ
ている人の負担
です。そうしな
いと、うちは品
物が売れない
んだとか、お
料理を食
べてもら
えない
んだとな
れば、そ
れは、そ
の人が
使うか
らそう
なるわ
けで、ほ
かの
人が
使え
ば、ま
た違
った、
いや、
もう
それ
で宮
崎
県
さん
十分
です
って。

そのスペースをいただければということで、そこを占有する人が負担すべきものという。しかし、それを負担させたら、永久契約、百年契約になります、出ていってくださいというのができなくなります。しかし、これは、いつでも誰にでも開放しなきゃならんという条件をつけて、そこを借りる、年間限って契約をやったり、5年契約をやったりして、また更新して誰でも入れる。これにはやっぱりそういった公的な責任というか、義務を果たせるという精神がないような気がする、だからくどくど言っているんです。だけれど、これは納得いく説明がなかったら、予算は通したけれど、今度はその契約はうんと言えるかどうか分からないです。もちろん5億以下でしょうけれど、でも、これは禍根を残します、ぴしゃっとやっとなないと。そして、相手に負担させるような考えがあったらもってのほかです。これはずっと百年契約を結ばなならんですから、そこに出資させれば。だから、そうやっていくと、今度はさかのぼってコンペだったか、プロポーザルだったか知らんけれど、なぜ小田急が推薦するそこに決まったのかとか、そこに入る業者さん、全国展開の何とかとか海外展開とか聞いたですけれど。そういったことが、その金額が際限なく、際限なくとはちょっと違うけれど、そんなに高く出してまでもそこを使っていたかかないとならんだだけのメリットが見い出せるのかとか、契約そのものというか、選考そのものまで我々もさかのぼんなきゃ、ちょっとこれは納得できないです。

だから、今のような答弁じゃだめです。結論が出たら、丁寧に報告しますっていったら。物すごいきついですが、それをもとに覆すのには。やっぱり嫌な思いをせんといかんのですよ。そうじゃなくって、お金を出すときは、やっぱ

り共同して進めるべきです。

○中田商工観光労働部長 ありがとうございます。本当委員がおっしゃるとおり、私どもも前回もいろいろ御意見をいただいて、その後、当然、以前からもそうですけれども、営繕課とお話をしながらいろいろやっております。前回もいろいろな御指摘をいただきましたので、より営繕課のほうに中に入ってください、先ほども言いましたように、現在基本設計の作業をやっています。その中で、今出てきているんですけど、まだ詳細な細かい中身が示されていないところがあるものですから、そのあたりを聞いた上で、個別に今後大成建設と協議をして、今もやっているんですけど、協議をしていって、御理解いただけるような形で進めていきたいというふうに思っております。

もうおっしゃることは、十分我々も理解しているつもりです。公費を使ってつくるわけですので、できるだけ無駄のないような形でつくりたいと思いますし、ただ一方で、せっかく東京にある宮崎のアンテナショップということで、象徴する建物にもなりますので、しっかりPRができるような施設にはしたいなというふうに思っております。そのあたりしっかり、委員の皆様方の御理解が得られるように、これから随時説明ができるようなものがあれば、説明をしていきたいというふうに思っておりますので、ぜひ御理解をお願いしたいと思っております。

○坂口委員 だから、今言われたようなのは当たり前のことと思っているんです。いろんな意味で、総合的にそれだけの価値があるもの、少々高くかけても、宮崎の杉はいいなとか。だけれども、そこが、あくまでも際限なくじゃ問題がありはしませんかということと、最初から大成建設を決められて交渉されている。まず、大

成を選んだことに対しての合理性、妥当性、そこが何だったのかという。普通選ぶときは、そこでお金は大まかなものが決まります、仕様も決まります、いろんな約束事がある、じゃあそれでいこうかなと。まずはそこを決める前に会計法なり自治法なり、そういったまず法律の根拠が要ります。今回の場合、最初から業者を決めるとなると、もう改正品確法しかないなど。自治法の中にそんな契約の仕方ってないんです。あれは競争なんです、自治法は。一般競争、条件付き競争、指名競争、随契、だけれど、随契というのは、今度は県が300万以下とかに決めているわけだから、これものっからない。そうすると、改正品確法の中の多様な契約になって、一番いい方法を選べるという方法に今回見直された。そうなったときは、さっきの改正品確法の中には、技術提案交渉型、ECIというのが一つあるんです。これかなと思う。これだと、こういうことやりますよ、ああやりますよというのを協議しながら、まずこれでいこうということを、発注者側の考え方と施工する人の責任の範囲内においてやって、県は予算はこれだけしか認めないよって、この中にはめ込めるかといっって、はめ込めるところとまずやっていくわけです。そういうルールに基づいておられるかなというのと。

高いという理由を、夜間工事だとか、工期が短縮されるとか、道路が狭いとかいったらあれやけれど、これは、当たり前なこと、最初から出てくる数字なんです。これから交渉しようという数字じゃないんです。これはもう決まっているんです、単価というのが、歩掛かりというのも決まっているんです。だけれど、これを幾ら交渉したって。国交省の標準歩掛かりと共通単価これですよと言われりゃ、何とも言えな

い。ごめんなさい、ごまかしてましたって、半額で本当はできるんですって、公共事業の単価はこれですって、だから安くしますだったら、とんでもない業者で、だから、そこを言っているんです。何に的を絞って。だから、それなんかも、営繕とかプロフェッショナルと相談して、これがどうだということ。ここに公共事業の単価と歩掛かりを入れてみて、こういう施工条件の場所のをまずもらってくださいと言ったやないですか。それに基づいて高過ぎるってなれば、その根拠をずっと詰めてということが1つ。その中でもう金が足りなくなったから、次に入る人が勝手にやってください、金何ぼかけてもいいですわなんていう、そういう無謀なことをやっている、今度は、仮にあそこを出ようとなったときに、補償料だ、いや違約金だ何だ、次にまたそれを違う人に使用させようたって、今度は既得権を持っているからと、そういう危険なこともだめなんですよということを行っているんです。

極端に言ったらちょっと不自然だなと思って、この数字というのは、そして、この理由というのは。従来なかったような、本格的な厨房といったって、本当にそれがあそこに必要なのかなって。従来なかったような厨房をつくることによって、宮崎県がどれだけあそこでアピールできるのか。それは、業者さんの経営上の、あるいは営業上の評価が高まる、あるいは中での作業が便利になるというだけのこと、そういうのを本当にこんなことで納得させようとしているのかなというのに、これはちょっと違うよな。ずるずる延びていきますよ、次の議会を待たんならんじゃないですか。そのことを前回僕は言っていたんです、そういう交渉をしてくださいという、下がるはずですよというの

を。だから、改めて言いますけれど、まず大成に決まったことのいきさつ、そして、その根拠、妥当性、そこと出てきたときの価格はどういう経緯で、向こうから一方的に押しつけられたものなのか、こちらから大成を決めるときに示した数字なのか、そういったのを含めて納得できる説明を、この次はまたお願いします。でない、間に合わなくなるですよ。

○中田商工観光労働部長 ありがとうございます。今、委員からいろいろ御指摘いただいた件、ちょっと整理して、また改めて御説明させていただきたいと思います。

1点だけ、今回大成に決まったというのは、あそこは、小田急と賃貸契約を結んでおります関係で、工事の中身にもよりますけれども、一応小田急の指定する業者に発注するという事になっておりますので、今回大成といろいろやり取りをさせていただいているということでございます。そこも含めて、また改めて、しっかりと御説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

○坂口委員 そこしかできないという家主さんの条件があったとすれば、それによってどういったことが問題点なのかというのを今回検証して、そういったひもつきは避けるべきです。あくまでも公金を支出していく出資先だということで、公金支出に制約かけられるところとの契約というのは、また一つ検討を要すると思うんです。大成のほかにまだ小田急あたりは指定店幾つか持っているかもわからない。そこらに対してでも、競争というのはさせられるかわかんないけれど、とにかく公金の支出には競争が要るわけです。だから、そういったところを借りることが妥当かというものも含めて、今回は検証する、

終わったことはしようがないし、それを条件で借りたらしようがないけれど、でも、交渉というのはまた別に残っていると思うんです、妥当な契約をするというのは。こちらが結果的に何ぼになるかはわからんけれど、普通はこれですよというたたき台をこちらが持っていけないと、なぜ高いんですかと言ったって、向こうの言いっぱなしですよ。妥当な線、標準はこれですよって、それが公共事業の場合は、ちゃんとした単価というものと歩掛かりというものと、施工制約条件による歩掛かり増しとか、特殊な事情による単価の見直し、物価スライド制度、単品スライド、総価スライドいろいろあるんです。それ全て法的な根拠、あるいは基準というものがあるんです。それに基づいたものをこちらがこさえて、これでなぜできないんだということをもまず示さないと、何で高いんですかと言ったら、いや、下に地下が通ってるんですよとか、道路が狭いから大型車が入らんですとか。でも、その隣でやっている民間のほかの工事はこれできてますので、これできるはずですよ。でないと、向こうからみれば、赤子の手をひねるようなことだと思うんです、この価格交渉、これ返事はいいですけど、ぜひ頑張っていたきたい。

○渡辺委員長 今の件につきましては、委員会の中でも繰り返し出てきてますので、部長からも答弁ありましたが、11月議会を待つことなく、状況変化があるときには、御丁寧な説明をいただきたいということで、委員会としても要望いたします。

その他でほかにはございませんでしょうか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、請願の審査に移ります。請願第23号「I R実施に関する法律に反対

の意見書を求める請願」について、執行部から何か御説明があるでしょうか。

○岩本観光推進課長 特に意見等ございません。

○渡辺委員長 ありがとうございます。それでは、委員のほうから質疑がございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中嶋オールみやざき営業課長 済みません。午前中に資料要求のありました国際交流協会の参加人数と、あと在住外国人の数につきましては、後ほど机上配付させていただきますので、よろしくお願いたします。

○渡辺委員長 ありがとうございます。よろしくお願いたします。

それでは、商工観光労働部の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時38分休憩

午後1時42分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

島田委員の辞任後空席となっておりました副委員長に本日外山衛委員が就任されましたので御報告を申し上げます。よろしくお願いたします。

当委員会に付託をされました議案等について、県土整備部長の概要説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いをいたします。

○東県土整備部長 県土整備部でございます。よろしくお願いたします。

議案等の説明に入ります前にお礼と御報告を申し上げます。着席させていただきます。

先月17日に熊本市で開催しました九州中央自動車道建設促進地方大会におきましては、お忙

しい中、蓬原議長や渡辺委員長を初め、県議会の皆様に御出席いただきました。この場をおかりしましてお礼申し上げます。今後とも、九州中央自動車道及び東九州自動車道の早期完成に向けまして、地元や関係団体等と連携を図りながら、全力で取り組んでまいりますので、県議会の皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

続きまして、先日の台風18号による被害について、現在の状況を御報告いたします。

最初に、道路関係でございます。ピーク時は、冠水や倒木、予防規制等により、43路線55区間で全面通行どめを行いました。現在は、路肩決壊や崩土により、県道諸塚高千穂線及び県道向山日之影線の2路線2区間において全面通行どめを行っているところでありますが、これによる孤立集落はございません。また、このうち県道向山日之影線につきましては、本日中の開放を予定しております。

次に、河川関係でございます。現在判明している内水など河川に起因する主な浸水被害としましては、宮崎市の熊野川で床下が5戸、延岡市の北川で床上26戸、床下6戸の家屋の浸水被害等が発生しております。

次に、土砂災害の発生状況でございます。県内では、合計10カ所でがけ崩れが発生し、うち家屋5軒が被害を受けております。現在、関係部局及び市町村などと連携し、土砂除去やシート養生など、応急対応に取り組んでいるところであります。これらのいずれにつきましても、人的被害はございませんでした。

なお、公共土木施設の被害件数や金額につきましては、現在調査中でありまして、後日御報告したいと考えております。

今後とも、被害の状況把握に努め、早期復旧

や災害対策の実施にスピード感を持って取り組んでまいります。

それでは、今回の委員会で御審議いただきまます県土整備部所管の議案等につきまして概要を御説明いたします。

今回、県議会に提出しております資料、平成29年9月定例県議会提出議案及び平成29年9月定例県議会提出報告書のうち、県土整備部関係箇所につきまして、お手元の商工建設常任委員会資料にまとめております。資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。

まず、議案といたしましては、繰越明許費に係る一般会計補正予算ほか3件でございます。

次に、報告事項といたしましては、損害賠償額を定めたことについてほか2件、最後に、その他報告事項でございますが、宮崎港における堆砂対策の状況についてほか1件につきまして御報告させていただきます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。部長の概要説明が終了いたしました。

次に、議案に関する説明を求めます。

○中原管理課長 管理課でございます。県土整備部の9月補正議案の概要について御説明いたします。

常任委員会資料の1ページをごらんください。目次の右側でございます。

一般会計の繰越明許費でございます。今回お願いしております繰り越しは、表にお示ししておりますとおおり、公共道路新設改良事業ほか9つの事業で繰り越し申請額は合計で47億3,000万円でございます。繰り越しの主な理由は関係機関との調整等に日時を要したなどの理由による

ものでございます。

なお、歳入歳出予算の補正につきましては、今回ございません。

県土整備部の補正議案につきましては、管理課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○西田道路保全課長 委員会資料の6ページをお開きください。また、あわせまして、議案冊子の33ページをお開きください。それでは、委員会資料により御説明いたします。

議案第8号「民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定について」御説明いたします。

議案第8号は、1の損害賠償の概要にありますとおおり、県道有水高原線上で発生しました側溝ふた不全事故につきまして、裁判所からの和解勧告を受け、裁判上の和解を行うとともに、損害賠償の額の決定を行うものでございます。

2の事故の概要でございますが、この事故は、平成26年6月9日、今回の損害賠償の相手方が県道有水高原線上を都城市高城町方面から高崎町方面に向けて、自動車で行く途中、道路を横断してあります側溝を通過した際、先行していた車両が跳ね上げたことにより飛び出していた側溝ふたに衝突し、その衝撃により頸椎捻挫などの障がいを負ったものであります。

なお、本件に係る損害賠償のうち、自動車の修理費用などの物損の損害につきましては、既に和解が成立しております。

3の和解の理由でございますが、平成28年9月30日に損害賠償を求める訴えが裁判所に提起されました後、裁判上でお互いの主張を行ってまいりましたところ、平成29年5月2日に裁判所から和解勧告がなされ、弁護士とも協議を行った上で、双方に譲歩を求める妥当な賠償額の提示がなされていると考えられましたので、紛争

の早期解決を図るため、勧告に応じて和解することといたしたものであります。

なお、この和解勧告につきましては、相手方も受諾の意思を示しております。

4の損害賠償額でございますが、147万789円となっております。内訳としましては、相手方に対する和解金が78万5,000円、相手方が契約している保険会社に対する支払い金が68万5,789円となります。

この保険会社に対する支払金であります。本県におきましては、相手方が治療を行うために保険を利用し、契約している保険会社から保険金の給付を受けていることから、その保険金に相当する損害賠償請求権が保険法第25条第1項に基づき、保険会社に移転しております。

5の相手方でございますが、記載のとおりであります。

6の予算措置でございますが、県が契約しております道路賠償責任保険から、全額充当されます。

議案第8号についての説明は以上であります。

○志賀建築住宅課長 建築住宅課でございます。委員会資料の2ページをお開きください。

議案第5号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

今回の改正は2点ございまして、それぞれ法律の改正に伴うものでありますので、法律ごとに説明させていただきます。

まず、1つ目でございますが、1の改正理由の(1)にありますとおり、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行に伴うものであります。

ここで、右ページの(1)をごらんください。

アの不動産特定共同事業とは、投資家から出資を募って不動産の取得を行い、賃貸等を行う

ことにより得た収益を配当する事業でありまして、平成7年に創設されております。

今年度、国において小規模不動産特定共同事業が新たに創設されますが、その背景は、イにありますとおり、従来の不動産特定共同事業の許可要件のハードルが高いという状況がありますので、小規模事業者が参入しやすくするために創設されるものであります。標準的な事業の仕組みは、中ほどのウの図のとおりでありまして、濃い色の矢印の部分が今回の改正法施行に伴う手数料設定に係る手続であります。

左側のページにお戻りいただきまして、2の改正の内容につきましては、(1)のとおり、小規模不動産特定共同事業の創設に伴い、登録申請手数料等を設定するものであります。

3の施行期日は、(1)のとおり、本年12月1日であります。

次に2つ目でございますが、1の改正理由の(2)にありますとおり、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴うものであります。

再度、右ページ、下のほうの(2)住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業をごらんください。

アの事業創設の背景等でございますが、まず、住宅確保要配慮者とは、この法律におきましては、低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯など、住宅の確保に一定の配慮を要するものとされております。

次に、高齢者等の住宅確保要配慮者は、今後も増加が見込まれるところでありますが、賃貸住宅の大家の中には、こうした方の入居に拒否感を持たれる方もいること、一方で、空き家の数は増加し、その中には活用可能なものも多くあることから、国は空き家等を活用し、住宅確

保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・供給制度を創設したところであります。

事業の仕組みは、一番下のイの図のとおりでありまして、濃い色の矢印の部分が、今回の改正法施行に伴う手数料設定に係る手続であります。

もう一度左ページにお戻りください。

2の改正内容であります(2)のとおり、新たに創設される住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録に係る手数料を、登録住宅の戸数により区分して設定するものであります。

3の施行期日であります(2)のとおり、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において、規則で定める日としております。

議案第5号につきましては、以上であります。

次に、委員会資料の4ページをお開きください。

議案第6号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

1の改正の理由であります(1)のとおり、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が本年度より全面施行されたことに伴い、住民の利便性の向上や事務処理の効率化の観点から、知事の権限に属する事務の一部について、市町村に移譲するため、所要の改正を行うものであります。

ここで、右のページをごらんください。

法律制定の背景であります(1)のとおり、我が国のエネルギー消費量は、産業や運輸部門の消費量が減少する中、建築物部門は著しく増加しておりますことから、建築物のエネルギー消費性能の向上を図ることで、温室効果ガスの排出を削減することを目的として制定されたものであります。

この法律に基づき、①の規模の建築物は、省エネルギー性能が基準に適合していることの判

定を受ける必要があります。

また、②の規模の建築物は、省エネルギー性能の向上に努めた計画であることを届け出る必要があります。

このように、県に提出される主な申請、届出について、図にありますとおり、建築物が立地する地元の市町村において、書類の受理をしていただくものであります。

なお、参考といたしまして、その下に建築確認申請の流れを記載しておりますが、これと同様の取り扱いとなります。

左のページにお戻りいただきまして、2の改正の内容であります(2)のとおり、条例の別表に22の4として、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等に基づく申請、届け出等の受理に関する事務を追加することとしており、詳細は、新旧対照表に記載しているとおりでございます。

最後に、3の施行期日であります(3)のとおり、公布の日から施行することとしております。

建築住宅課の説明は以上であります。

○**渡辺委員長** ありがとうございます。執行部の説明が終了いたしました。質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡辺委員長** それでは、次に、報告事項に関する説明を求めます。

○**大坪技術企画課長** 技術企画課でございます。地方自治法等の規定に基づく県出資法人等の経営状況等について御報告をいたします。

報告書の139ページをお開きください。

公益財団法人宮崎県建設技術推進機構でございます。まず、平成28年度の事業報告について御説明をいたします。

当機構は、1の事業概要に記載しておりますとおり、県及び市町村の委託を受けて、守秘性

や公正さなどの観点から、民間企業の活用が図れない分野について、業務の補完・支援を行っております。実績につきましては、2の事業実績に記載のあります積算等事業や施工管理事業などの事業を実施したところであります。

詳細につきましては、後ほどまた御説明いたします。

次に、この報告書の205ページをお開きください。

平成29年度宮崎県出資法人等経営評価報告書であります。まず、概要についてであります。上から4行目であります。総出資額は3,000万円で、そのうち県出資額が2,000万円であり、県出資比率は66.7%となっております。

その下は設立目的でございます。当機構は、公共工事の円滑な執行を支援するとともに、建設事業の技術水準の向上を図ることにより、良質な社会資本の整備を推進することを目的として設立された法人でありまして、県及び市町村を支援する機関としての役割が増大しているところでございます。

次に、その下にあります県関与の状況をごらんください。

まず、上の段の人的支援についてであります。

表の右側の平成29年度の合計のうち、役員数は10名であり、その内訳は、その下、常勤役員3名、非常勤役員7名となっております。

その常勤役員3名の内訳としましては、その横にありますように、県職員が1名、県退職者が2名であります。また、職員数の欄でございますが、合計15名のうち県職員が7名であります。

次に、財政支出等についてであります。委託料のみでございます。平成28年度は2億9,906万円余となっております。

次に、主な県財政支出の内容についてでございますが、まず、①の積算等事業につきましては、工事の発注に必要な実施設計書を作成する事業でありまして、平成28年度の決算額は2億3,186万円余となっております。

次に、②の施工管理事業につきましては、工事現場におきまして施工体制の点検を行う事業であります。決算額は4,098万円余となっております。

③の電算事業につきましては、積算システムの保守管理を行う事業でありまして、決算額は1,243万円余となっております。

次に、④の新技术・新工法等各種情報提供事業につきましては、建設事業に関する新技术・新工法等、各種情報の提供を行う事業でありまして、決算額は468万円余となっております。

最後に、⑤の資格取得支援事業につきましては、県内建設産業若手技術者等の資格取得の支援を行う事業でありまして、決算額は910万円余となっております。

次に、その下の(項目)実施事業についてあります。実施事業、①から⑨のうち、①は県及び市町村からの受託事業、②、③、⑤、⑥及び⑦は、県からの受託事業、そのほか市町村からの受託事業としまして、④の市町村工事検査支援事業や⑧のアセットマネジメント等支援事業を行っております。また、⑨のその他としまして、県及び市町村の公共工事の執行に係る支援といたしまして、無料の技術相談業務を実施しております。

次に、その下の(項目)活動指標についてあります。①積算等事業受託数は機構の主要事業であります積算事業などの状況を判断するための指標であります。平成28年度は、国の補正予算による工事発注件数の増加などにより、目

標値の120件の契約工区数に対しまして、実績値が175件と目標を大幅に上回り、達成度は145.8%となっております。

次に、②の市町村からの相談件数は、市町村支援の基本であります技術相談を受けた件数でございますけれども、目標値の80件の年間相談件数に対しまして、実績値が80件、達成度は100%となっております。

また、③の研修延べ受講者数は、技術水準の向上を図る研修事業の取り組み状況を判断する指標でございますが、目標値の1,900人の受講者数に対しまして、実績値が1,863人と目標を若干下回りましたが、おおむね目標を達成しており、達成度は98.1%となっております。

次に、裏面の206ページをごらんください。

一番上の財務状況についてでございます。表の左側は、正味財産増減計算書でございますが、その平成28年度の欄をごらんください。列の一番上にあります経常収益は6億6,615万円余となっており、その1行下にあります経常費用は6億198万円余となっております。

経常収益から経常費用を差し引きました当期経常増減額はプラスの6,416万円余となっており、剰余金が生じたことを示しております。

中ほどの一般正味財産期末残高は4億3,609万円余となり、3行下の指定正味財産期末残高3,000万円と合わせますと、一番下の正味財産期末残高4億6,609万円余となっております。

次に、表の右側、貸借対照表でございますが、その平成28年度の欄をごらんください。列の一番上にあります資産は5億3,363万円余となっており、その3行下にあります負債は6,754万円余となっております。列の中ほどにありますように、資産から負債を差し引きました正味財産は4億6,609万円余となっております。

次に、その下にあります財務指標についてでございますが、まず、①の収支バランスは、公益法人認定法が定めます収支相償に関する指標でございますけれども、経常費用に対する経常収益の割合で評価をしております。

平成28年度は、目標値の100%に対しまして、実績値、達成度とも同じく110.7%となっております。

次に、②の正味財産増減率でございますが、正味財産の増減の割合を評価するための指標としまして、前年度正味財産に対する当年度正味財産の割合で評価をしております。平成28年度は目標値の100%に対しまして、実績値、達成度とも同じく116%となっております。

次に、③の市町村等からの収入比率は、市町村等からの受託の状況を判断するための指標でございますが、経常収益に対する市町村等からの収入の割合で評価をしております。平成28年度は、目標値の37.4%に対しまして、実績値が55.1%、達成度が147.3%となっております。これは、アセットマネジメント等の支援事業におきまして、18市町村の支援を行うなど、業務委託の増加が図られたことによるものでございます。

次に、一番下の総合評価でございますが、右側の県の評価の欄をごらんください。

活動内容につきましては、活動指標の目標値をおおむね達成することができております。また、財務内容につきましては、財務指標の目標値を全ての項目で達成することができておりますが、先ほど財務状況の中で御説明したとおり、6,416万円余の剰余金が生じておりますことから、平成29年度及び平成30年度の2カ年で計画的に解消を図っていくこととしております。

また、その下の欄、評価といたしましては、活動内容をB、財務内容をA、組織運営をAと

しております。

続きまして、平成29年度の事業計画について御説明をいたします。

戻っていただきまして、報告書の145ページをお開きください。

1の基本方針の下から5行目以降に記載をしておりますとおり、今後とも、公益目的事業の確かな実施により、社会資本整備の分野において貢献していくとともに、社会情勢の変化に対応した事業の早期展開に向けて取り組んでいくこととしており、あわせて県内建設産業の技術水準の向上、担い手の育成についても支援していくこととしております。

平成29年度の事業計画でございますが、今年度も(1)積算等事業や(3)施工管理事業、その次の146ページに記載しております(9)のアセットマネジメント等支援事業などに取り組んでまいります。

次に、147ページをごらんください。

収支予算書についてでございます。

まず、(1)の経常収益は、事業収入など合計で線で囲まれたところでございますが、当年度5億6,987万円余を見込んでおります。次に、(2)の経常費用でございますが、裏面の148ページをお開きください。

中ほど、経常費用計の欄でございますけれども、5億9,361万円余を見込んでおります。

技術企画課につきましては以上でございます。

○上田道路建設課長 道路建設課でございます。

引き続き、県出資法人等の経営状況等について御報告いたします。

報告書の9ページをお開きください。

宮崎県道路公社であります。まず、平成28年度事業報告書について御説明いたします。

1の事業概要であります。一ツ葉有料道路

の北線・南線の料金徴収業務及び維持管理や北線に附帯する休憩所の管理等を行ったところがあります。

2の事業実績であります。右側の欄をごらんください。

まず、一ツ葉有料道路北線は、通行台数が年間237万4,000台余、料金収入が4億1,150万円余、南線が、通行台数392万7,000台余、料金収入が7億910万円余となっております。

次に、経営状況等について御説明いたします。

この報告書の207ページをお開きください。

宮崎県出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。上段の表の概要をごらんください。上から4行目ですが、総出資額は29億8,700万円、県出資比率は100%であります。特記事項にありますように、道路公社は地方道路公社法に基づき、昭和46年に設立され、有料道路事業を実施しております。

次に、中段の表の県関与の状況をごらんください。

人的支援についてであります。右側が29年度の状況ですが、役員数は、常勤が県職員1名、県退職者2名の3名で、非常勤が公認会計士1名の合計4名であります。いずれも、宮崎県住宅供給公社役員と兼務しております。また、職員数は、県職員2名、県退職者6名を含む合計12名で、うち7名は宮崎県住宅供給公社との兼務職員であります。なお、財政支出等につきましては、該当がありません。

下段の表をごらんください。実施事業は、①から③のとおり、一ツ葉有料道路等の維持管理を行うものであります。

活動指標は、①一ツ葉有料道路利用台数と②有料道路回数券販売活動としております。それぞれの指標ごとの達成度であります。①は目

標値602万台に対して、実績値630万2,000台で、達成度は104.7%、②は、目標値8,856万5,000円に対して、実績値9,872万2,000円で、達成度は111.5%で、ともに目標値を上回っております。

次に、208ページをごらんください。

上段の表の財務状況をごらんください。まず、左側の収支計算書であります。平成28年度の収入及び支出は、ともに11億2,662万円余であります。収入は、通行料金収入等であります。支出であります。事業費は、道路補修費や植栽等の維持管理経費で6億7,074万円余、管理費は、職員の人件費や事務経費の1億835万円余、その他の支出は主に道路建設費の償還に充てる償還準備金への繰入金で3億4,750万円余となっております。

次に、右側の貸借対照表であります。資産のうちの流動資産は、公社の現金・預金等であり、公社解散時の県出資金への返済のための資金が主なもので、25億3,299万円余、固定資産は主に道路資産で175億1,986万円余となっております。

次に、負債であります。流動負債は、主に未払金や預かり金で6,842万円余、固定負債は、法律で定められました特別法上の引当金として169億9,742万円余となっております。その下の正味財産は、県の出資金で29億8,700万円となっております。

次に、財務指標であります。借入金等償還率を指標としております。指標の達成度であります。目標値の96.9に対して、実績値97.4で、達成度は100.5%であります。

中段の表の直近の県監査の状況をごらんください。特に指摘事項はありませんでした。

下段の表の総合評価をごらんください。

表の右側の県の評価であります。平成28年度は、各目標値を全て達成できております。引

き続き料金収入の確保や経費削減に取り組み、経営基盤の強化を図るなど、未償還金の早期解消に努める必要があります。

さらに、道路利用者の安全対策を図るため、道路施設等の計画的な補修を行う必要があると考えております。評価としましては、左側の道路公社の自己評価と同様、活動内容、財務内容、組織運営ともに、A（良好）としております。

続きまして、平成29年度の事業計画について御説明いたします。ちょっと戻っていただきまして、報告書の13ページをお開きください。

平成29年度の事業計画書であります。まず、1の事業概要、2の事業計画であります。引き続き有料道路等の管理・運営を行い、道路利用者の利便性の向上を図ってまいります。

14ページをごらんください。

3の収支計画でございます。収入、支出ともに合計11億2,516万円余を計上しております。

4の資金計画につきましては、受け入れ及び払い出しがそれぞれ35億3,318万円余となっております。

道路建設課につきましては以上でございます。

○西田道路保全課長 道路保全課であります。

委員会資料の8ページをごらんください。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

今回の報告は、物損事故が4件であります。それぞれの事故内容について御説明いたします。発生日、発生場所等につきましては、資料の左側の欄に記載のとおりであります。

1件目の支障木接触事故につきましては、道路のり面の上部から倒れていた樹木に車両が接触し、保冷車である当該車両の保冷ボックスのボックスパネルなどを損傷したものであります。

運転者に前方不注視の過失がありますので、3割の過失相殺を行っております。

2件目の倒木事故につきましては、道路ののり面から崩土とともに落下してきた樹木が車両を直撃し、フロントバンパーなどを損傷したものであります。本件は、その内容から、被害者に過失を問うことはできないと判断しておりますことから、過失相殺は行っておりません。

3件目の落石事故につきましては、道路のり面から落ちてきた石が車両を直撃し、車両のフロントバンパーを損傷したものであります。本件は、その内容から、被害者に過失を問うことはできないと判断しておりますことから、過失相殺は行っておりません。

最後に、4件目の落石事故につきましては、同じく道路のり面から落ちてきた石が車両を直撃し、車両のフロントバンパーなどを損傷したものであります。本件につきましても、その内容から、被害者に過失を問うことはできないと判断しておりますことから、過失相殺は行っておりません。損害賠償額は4万5,360円から263万8,450円となっております。全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります。引き続き、道路パトロールを徹底するなど、道路施設の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

道路保全課は以上であります。

○志賀建築住宅課長 建築住宅課であります。

委員会資料の9ページをお開きください。

県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

訴えの提起についてであります。表に記載しております県営住宅の入居者につきましては、エレベーターのない5階の住戸に住んでおりま

したが、階段の昇降が困難になったとの本人の申し出に応じまして、同じ団地内の別棟のエレベーターのある住戸への住みかえを認めました。ところが、住みかえた後も、前の住戸に荷物を放置したままにしております。

このため、職員が入居者宅を訪問するなど、再三指導を行ってまいりましたが、荷物の移動を行わないため、入居者に対し、住みかえ前の住戸の明け渡しを求める請求を行いました。しかしながら、期限までに明け渡さなかったことから、明け渡し請求と損害賠償金請求の訴えを提起したものであります。専決処分につきましては、表の右端の専決年月日に行っております。

続きまして、県出資法人等の経営状況等について御報告いたします。

お手元の平成29年9月定例県議会提出報告書の1ページをお開きください。

宮崎県住宅供給公社であります。まず、平成28年度事業報告書について御説明いたします。

1の事業概要であります。公社が所有する賃貸住宅及び賃貸施設の維持管理を実施するとともに、宮崎県住宅供給公社資産整理計画に基づき、保有資産の処分を進めたところであります。

2の事業実績であります。賃貸管理事業が1億3,766万円余、管理受託住宅管理事業が43万円余となっております。

次に、経営状況等について御説明いたします。同じ報告書の209ページをお開きください。宮崎県出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。

まず、上段の表の概要であります。上から4行目の総出資額は1,020万円で、県出資比率は100%であります。また、特記事項にありますように、当法人は、地方住宅供給公社法に基づ

き、昭和41年に設立され、分譲事業、賃貸管理事業等を実施しております。

次に、中段の表の県関与の状況をごらんください。

まず、人的支援であります。表の右側の平成29年度の欄をごらんください。役員数は合計8名で、そのうち県職員が3名、県退職者が2名となっております。

また、職員数は合計10名で、そのうち県職員が2名、県退職者が4名となっております。なお、役員8名のうち4名と、職員10名のうち7名は、宮崎県道路公社と兼務となっております。

その下の財政支出等については、該当がございません。

次に、下段の表をごらんください。

公社では、実施事業の欄にありますとおり、①から③の3つの事業を行ってきたところであります。

次に、その下の活動指標をごらんください。

①の資産整理処分進捗率につきましては、平成26年度当初の処分対象件数29件のうち、昨年度までに24件を処分しましたので、実績値は82.8%となっております。なお、一部の資産が残ったことから、資産整理計画を1年延長し、平成29年度までに全ての資産を処分することとしております。

次に、210ページをごらんください。上段の表の財務状況をごらんください。まず、左側の収支計算書について御説明いたします。

3行目の収入の欄であります。平成28年度は3億5,569万円余となっております。これは、賃貸管理事業での事業収入のほか、公社資産整理に伴う固定資産売却益及び建物資産の処分が完了したことに伴い、不要となりました計画修繕引当金を特別利益として計上したためであり

ます。

これに対し、上から7行目、支出は7億754万円余となっております。これは、事業費や人件費等の管理費のほか、その他の支出に、公社資産整理に伴う固定資産売却損を特別損失として計上したためであります。その結果、収入から支出を差し引きました当期収支差額は3億5,185万円余の赤字となっております。

次に、右側の貸借対照表について御説明いたします。

上から3行目の資産は、流動資産と固定資産を合わせ、平成28年度は76億4,344万円余となっております。

上から6行目の負債であります。流動負債と固定負債を合わせ9億6,633万円余となっております。

下から3行目の資産から負債を差し引きました正味財産は、66億7,710万円余となっております。

次に、その下の財務指標であります。①の借入金依存率につきましては、借入金はございませんので、達成度は100%となっております。

中段の表の直近の県監査の状況につきましては、記載のとおり指摘事項等はございませんでした。

下段の表の総合評価をごらんください。右側の県の評価であります。段階的な事業縮小を図り、宮崎県住宅供給公社資産整理計画に基づき、資産整理を進めたことについては一定の評価をしております。残る資産につきましても、1年間延長した資産整理計画に基づき、本年度内に処分が完了できるよう、より一層の努力が必要であります。今後は、引き続き、将来的な解散を見据えて、資産の整理と解散に向けた業務に取り組む必要があると考えております。

次に、評価であります、活動内容、財務内容、組織運営ともにAの良好としております。

続きまして、平成29年度の事業計画について御説明いたします。同じ報告書の前のほうに戻っていただきまして、6ページをごらんいただきたいと思っております。

宮崎県住宅供給公社平成29年度事業計画であります。1の事業概要及び2の事業計画であります、引き続き、残る賃貸施設等の管理業務を行うほか、宮崎県住宅供給公社資産整理計画に基づき保有資産の処分に努めることとしております。

7ページをごらんください。

3の収支計画であります、当期純利益は、昨年度に売買契約を締結した土地等の売買代金が今年度に入金されることで、特別利益が発生しますことから、表の一番下の行にありますように、8,970万円余の黒字を見込んでおります。

4の資金計画であります、収入、支出ともに、合計54億8,321万円余を見込んでおり、次期繰越金は52億6,941万円余となっております。

建築住宅課の報告事項につきましては、以上でございます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。説明が終了いたしましたので、質疑がありましたらお願いいたします。

○坂口委員 推進機構の大きい今後の運営方向として、ほぼ成果というか、ずっといい評価を上げておられるんですけど。今やっぱり業界とか関連産業が抱える担い手不足とか技術の継承とか技術者の育成とか、そこらに対して、例えば、青年隊とか、専門学校とかあるんですけど、それ以外に短期的に即戦力を育てたりとか、あるいは技術とかのさまざまな講習なんかもやっておられますけれど。そういったもの、

常に業界の向上を図ったり、参入者をふやしたりするための新たな取り組みについて、何か新しい分野が期待できないものかな。新しい役割について、今後の課題とか検討とか、そういった状況はどうですか。

○大坪技術企画課長 推進機構の将来的な取り組みというお話でございますが、現在、人材育成等に絡むものとして、研修等の事業もやっておるところでございます。推進機構の業務の内容も、年々若干変わってきておるところがございまして、以前から、現場で施工体制の監視ということで、いろいろ指導する中で、若手技術者へも県のOB等がメンバーで監視チームの中に入っているものですから、いろいろ技術的な継承を行うというふうな意味合いも込めてやってきたところもございます。

推進機構の業務といたしましては、今は施工体制の話もしましたけれども、働き方改革の中で、建設産業の環境づくりといえますか、そういう中で、例えば、施工体制の中でも社会保険加入の状況を調べるという指導をすることが、クローズアップといえますか、比重が重くなって、役割も大きくなっている。ですから、今やっている取り組み自体が、中身の比重がどうか、社会的貢献度が少し変わってきているというふうなこともありますし、また、一昨年から、市町村でアセットマネジメントの業務を一括して受けて支援するというふうなことも始めたところとございまして、時代の流れに応じた取り組みをいろいろやってきておるところとございます。それも含めて、また研修もやっておりますので、とりあえずのところは、そういうことを通じて、人材育成的なものをやっていくのかなというところで今やっておりますけれども、委員がおっしゃいますように、将来的に技術力向

上のために直接伝えることについてはまだまだやっぱり検討する必要があるというふうに思っております。

○坂口委員 やっぱりそこは内部でずっとシフトをしながら、必要なところに必要な力をということなんでしょうけれど、大きく心配するのが、例えば、よく現場なんかで言われるのが、現場を担当する発注者側の技術者というのが、今自分で図面も描いておられないとか、知的なものはすごく優秀だけれど、現場での実施というんでしょうか、実際施工のためのそのノウハウとか技術とかのところが、どうしても差があるものだから、現場はわかってもらえないところがあるとかいう。そして、それをわかっておられる最後の人が、やっぱり今の定年を前にされた方か、定年されたあたりだと思えます。推進機構には、例えば、当初は低入札監視のためのその施工体制とか、やっぱり施工の品質をしっかりと確保しようということがあったけれど、多様な入札をやられて、総合評価を導入されたことで、実質的に1点でも点数を上げていこうという企業努力、受注者努力の中で、そういった低入札での品質が粗末になるんじゃないかというのは、入札価格の設定も含めて、技術とセットで受注しているから、そこからは少しシフトできるのかなと思うんです。こういう人たちが、現場を担当される事務所あたりの若い職員の人たちを、アドバイザーとしていろいろ育てながら、やっぱり担当した人は自分の公的な責任において指示は直接業者に出していったり、結論出していくとか。これだけ入札とか、関連法を含めて変わっていく中で、特に規模の小さい自治体なんかというのは、なかなか職員の数もない、1人誰かが定年していったら、後が何年もないというのが実態だと思うんで

す。そこらに対して派遣なんかはできないものなのか。これから卒業していかれる、特にそういった技術とかを持っておられる、経験を持っておられる公務員の人たちがもったいないような気がするんです。そういう人をどっかでストックしていただいて、それをそういったこれからのニーズと今欠けているところへの補完役として、補填してやっていただくような役割というのは、公的にやっていかないとなかなか民間レベルで、個人個人の企業でのレベルとかでは難しいんじゃないかなと思う。実際、地元の事務所なんかを見てても、災害のときなんかは特にですけど、余りにも1人が抱える事務量が多過ぎて、その人がやっぱりあんだけのものを抱えながら、責任を持ってやっていくとなると、例えば、一時期、ワンデーレスポンスなんかもありましたけれど、その場でぱっぱと判断していけるのかといたら、なかなかやっぱり難しい決断だと思うんですね。そういうときに相談する人もいないとかで、そこにアドバイザー役が各事務所に1人ぐらいつつでも張りついていたら、求めに応じてぱっぱと主張していったり。ここの経営が順調にしているだけに、そして、今後発注件数が少なくなれば、予定されている積算の数でも、また予定がぐんと減っていく、70%ぐらいおちていくわけですけど。そういうので何かゆとりがないかなと思うのと、新たな役割を、将来を見据えて。そういうことによって、そこが本当に働き方改革で、例えば、ゆとり工期なんかというものも出ましたけれど、日曜日でも祝日でもぱっぱと要望があれば、確認でも検査でも出られますよと、そのおかげで、雨の日も除いて週休2日がとれましたよとか、企業側にすれば。そういう新たなニーズが出てきて、それを補完するのは、今の現職体制では

ちよつともう限界を超しているような気がするんです。これは将来の根拠のない話も含めてだったもんですから、今後検討していただけたところでもあればと思って。見解はあってもなくてもいいです。

○東県土整備部長 貴重な御提言ありがとうございます。確かに、今、企業のほうの担い手という話でいろいろやっていますけれども、当然発注者側の担い手をどう育てるかというのは、実は大きな問題だなと感じております。今お聞きして、御提言のあったような内容というのも一つの考え方だなと、そういう方向等もひとつ考えていく必要もあるかなと思っております。人事的なお話になってきますので、ここの場でじゃあとはなりませんけれども、今のお話を十分私どもも意識を持っていろいろ対応して、私どもの担い手がしっかり育っていくことが、また今度は建設業の皆様方の労働環境の改善にもつながるとは思っていますので、その辺をしっかりと考えながら取り組んでまいりたいと思います。

○渡辺委員長 ほかいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○明利港湾課長 港湾課でございます。

宮崎港における堆砂対策の状況について御説明いたします。

委員会資料の10ページをお開きください。

宮崎港におきましては、本航路やみやざき臨海公園への砂の流入・堆積が問題となっておりますが、その対策としまして、一ツ葉地区に防砂堤を整備し、航路などへの砂の流入低減を図ることとしており、今年度から事業着手したところであります。

まず、1の堆砂対策の取り組み状況について

御説明します。

(1) 一ツ葉防砂堤の整備であります。宮崎港の図をごらんください。

宮崎港付近における砂の移動につきましては、これまでの調査・分析により、図の左側、つまり港の北側の砂浜が、北寄りの波により侵食されて、宮崎港内へ流れ込んできていることがわかっております。

このため、本航路やマリナー航路などへの砂の流れ込み防止対策としまして、ビーチの北側突堤の先端に、図にありますように、延長300メートルの一ツ葉防砂堤を整備することとしたのであります。

事業期間は、今年度から平成33年度までの5年間を予定しており、総事業費は約24億7,000万円です。

今年度の事業費は8,000万円で、測量、設計等を既に発注しており、現在、測量結果等をもとに基本設計に着手したところで、来年度からの工事着手を目指しております。

次に、(2) 予防保全によるしゅんせつ工事についてですが、まず、①の事後保全から予防保全へについて説明いたします。

これまでは、台風等で航路が埋塞してから工事を発注してしゅんせつを行う事後保全により対応してまいりましたが、工事で使用する作業船の手配や堆積状況の確認に日数を要して、工事着手がおくれ、規制する期間が長期にわたる場合もございました。

そこで、これまでの経験を踏まえ、季節的な気象状況等で埋塞が予想される時期に先行して、事前にしゅんせつ工事を発注し、工期や施工範囲に余裕を持って施工することで埋塞の進行をおくらせる、あるいは埋塞時に速やかな対応が可能となる予防保全に取り組むこととしており

ます。

②のマリーナ航路における今年度の取り組み状況についてであります。今年度は、過去の実績で春先の低気圧により4月ごろに航路埋塞が多く発生していることを踏まえまして、3月末にしゅんせつ工事を発注いたしました。

その後、低気圧の通過により4月12日に航路埋塞が発生しましたが、既に工事が発注済みでしたので、早急に対応いたしまして、そのときのゴールデンウィークには、マリーナを安全に利用することができました。

その後、8月上旬に太平洋上を迷走して、観測史上3番目の長寿となりました台風5号が本県に接近、北上し、長期間の波浪によるマリーナへの影響が心配されましたが、航路に必要な水深と幅を確保できておりました。

次に、2の台風15号によるマリーナ航路の埋塞と対策状況についてであります。さらに、その後に発生しました台風15号が、8月31日から9月3日にかけて小笠原諸島付近に停滞後北上いたしました。その際の波浪の影響で砂の堆積がさらに進みまして、このときは、この航路に必要な水深が確保できない状況となりましたために、9月4日からマリーナへの入港を禁止して現在に至っております。

当初の計画では、予防保全によるしゅんせつ工事を10月に発注する予定としておりましたが、マリーナ航路を早期に確保するため、航路の埋塞が確認されました9月4日当日にしゅんせつ工事の施工実施を業者へ通知したところであります。

作業船の手配につきましては、県内にしゅんせつ船が在港していなかったために、熊本県の天草港から回航する予定としておりましたが、先日の台風18号の影響で入港がおくれまして、

昨日20日に宮崎港に入港しました。本日は、装備ほか安全対策等の準備中でありまして、あすから現地のほうでしゅんせつ工事に着手する予定となっております。

今回のしゅんせつ工事につきましては、波浪の影響が長期間にわたる台風が2回続けて発生したこともありまして、結果的には事後保全の対応となりましたが、春先から8月上旬にかけての状況につきまして、予防保全の取り組みの成果が多少なりともあらわれたのではないかと考えているところであります。

今後は、一ツ葉防砂堤の早期完成を目指し、予防保全の取り組みとあわせた維持管理費の縮減を図るとともに、マリーナを含めた宮崎港における安全確保及び円滑な利用環境の提供に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○中村都市計画課長 都市計画課でございます。私のほうからは、美しい宮崎づくり推進計画の策定に向けた取り組み状況について御説明いたします。

委員会資料の11ページをお開きください。

まず、1の計画策定の目的であります。美しい宮崎づくり推進計画は、本年4月に施行いたしました美しい宮崎づくり推進条例に基づき、各種施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものであります。

次に、2の計画策定に向けた検討体制についてであります。知事を本部長とする推進本部と関係各課長を委員とする幹事会を設置し、全庁的に検討を進めているところであります。

また、検討に当たりましては、まちづくり団体、あるいは関係事業者の代表者などからなる有識者会議や市町村の景観行政担当部局などを構成員といたします市町村連絡会を開催すると

ともに、パブリックコメントや県民・事業者向け説明会を開催するなど、幅広く御意見を伺いながら、策定を進めているところであります。

次に、3の推進計画の検討状況についてであります。

(1)、(2)にありますように、別紙1で推進計画素案の概要を、別紙2でその構成を御説明をいたします。

資料の12ページ、別紙1をごらんください。

1の計画策定の趣旨につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。2の目指すべき姿であります。条例で定める基本理念に基づき、今を生きる私たちのみならず、将来を担う子供たちのためにも、県民が地域に対する愛着と誇りを育むように、また、訪れる人々へのおもてなしの心を持って、一人一人が今できることに、みんなの力を合わせて取り組むことによりまして、美しい宮崎づくりを進め、愛着と誇りを持てる美しい宮崎を創造し、そして、次世代に継承していく、こういったことを目指すということで考えております。また、3の計画期間については、平成29年度から平成38年度までの10年間としております。

今後、本県で開催される国民文化祭や国民体育大会を見据え、また、これを好機と捉え、身近な場所から私たちの住むまち、そして、県内全域に美しい宮崎づくりを広げてまいりたいと考えております。

資料の13ページをごらんください。

4、計画の特徴につきまして、まず、分野別の施策といたしまして、縦の枠でお示ししておりますように、条例に基づく4つの分野であります左から、地域の特性を生かした景観の保全及び創出、景観を資源として活用するための環境づくり、公共事業に係る良好な景観の形成、

そして、美しい宮崎づくりを推進するための担い手の育成、それぞれに具体的な施策と県、市町村、県民及び事業者の役割分担を記載しております。

また、横長の3つの枠でお示ししているところでございますが、今回の計画期間において、分野横断的に特に力を入れて取り組むべき3つの重点施策を記載しております。具体的には、1つ目が、景観による地域のブランド力向上、2つ目が景観を生かしたおもてなし、そして、3つ目が、宮崎を美しくする人づくりとしていくところでございます。

次に、資料の14ページ、別紙2をごらんください。

推進計画の具体的な構成について御説明いたします。

計画は、第1章から6章までとなっております。

第1章、計画策定に当たっては、計画策定の趣旨や条例の目的などについて記載しております。

次に、第2章、景観の現状と課題では、まず、1の本県の景観特性において、自然や歴史、文化など本県が誇る美しい景観について触れております。また、2、景観を取り巻く環境の変化として、人口減少、少子高齢化の進行や旅行者のニーズの多様化などについて記載いたしますとともに、3、景観に対する県民等の意識について触れ、最後に、4、課題を導き出しております。

次の第3章、目指すべき姿につきましては、先ほど別紙1で御説明いたしました愛着と誇りを持てる美しい宮崎の継承という長期的なビジョンについて記載しております。

また、第4章と第5章につきましても、先ほ

ど御説明いたしました分野別施策と重点施策について記載しているところがございます。

最後に、第6章、推進体制の整備につきましては、知事を本部長とする推進本部や有識者会議、市町村等との連絡会について記載しております。

なお、一番下になりますが、計画策定後は、計画に基づく各種施策を実施いたしまして、毎年自己点検や有識者会議による外部評価を行い、その結果を次年度以降の施策に反映してまいりたいと考えております。

それでは、資料の11ページにお戻りください。

4の今後のスケジュールについてであります。

有識者会議やパブリックコメントで寄せられました御意見などを踏まえ、10月中には推進計画案を取りまとめまして、11月に開催予定の閉会中の常任委員会で御報告させていただいた後、11月中には、この推進計画を公表できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

都市計画課からは以上でございます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。説明が終了したところですが、質疑はございませんでしょうか。

○黒木委員 委員会資料の10ページですが、宮崎港で毎年しゅんせつ工事費用はどれぐらい平均してかかっているんですか。

○明利港湾課長 マリーナに関していいますと、大体平均で1回のしゅんせつが5,000万から6,000万。これを大体年に2回行いますので、毎年1億程度のしゅんせつ費用がかかっております。

○黒木委員 防砂堤の整備で、自然が相手ですから難しいと思いますけれど、どれぐらいその削減効果があるんでしょうか。

○明利港湾課長 防砂堤を計画する前のシミュ

レーションの結果によりますけれども、約7割の砂をこの防砂堤でカットするというふうな検討結果が出ております。ですから、逆にいえば、3割程度は毎年維持しゅんせつが発生するということになります。

○黒木委員 予防保全によるしゅんせつ工事、事後保全から予防保全ということで説明がありましたけれども、この取り組みによっても相当経費が削減されるというふうに考えていいんでしょうか。

○明利港湾課長 予防保全で余裕を持ってしゅんせつすることで、堆砂の進行をおくらせることができますので、その分しゅんせつ料も減ってくると思われれます。予防保全と防砂堤をあわせて事業費の削減が図られると期待しております。

○坂口委員 今のは潜堤になるんですか。高さというか、どれぐらい。

○明利港湾課長 具体的な設計はこれから行いますけれども、潜堤ではなく、波浪等で越波をしたりするものも防ぐ必要がありますので、ある程度水面から高さが出るような不透過堤の構造になると思います。

○坂口委員 これはあくまでもシミュレーションで、水のシミュレーションってなかなか。問題は、今波による砂の堆積と言われたけれど、実際、年に二度ぐらい基本的にはしゅんせつされるということで、持ってくる砂が、波浪によるものか、それとも、常々の沿岸流による漂砂なのか、それが300メートルの防砂堤で大丈夫なのか。一つ気がかりなのは、シミュレーションがあつた住吉海岸の国がやっている300メートル、これはもう現地の条件というか、地元との調整は不可能と思ったほうがいいと思うんです、途中で失礼な話だけれど、これは先がなかなか見

えない。これが50メートルやその程度出たって、それができることが前提でのシミュレーションをやっておられて、しかも沿岸流による漂砂が、その主たる砂だったときは、ちょっとやっぱり一考を要するかなというのが一つと。

それから、もう一つは、予防しゅんせつとなった場合に、予算です。災害復旧とか補助率の高いものの公共事業でやれるのか、それとも埋まっていなくて掘ってしまうとなると、あくまでも県単なのかという予算の性格が一つ気になる。それから、当初の設計で、予防しゅんせつなんているのは見なかったはずだから、そういった堆積土砂とかしゅんせつの、設計上の根入れの関係はどなんぐあいになっているんですか、それだけ根入れがされていたかなというのが。

○明利港湾課長 まず海岸事業等の関係ですけれども、一応このシミュレーションについては、現状の、突堤とかが整備されていない状況で行っておりまして、仮に事業が完了したとしましても、宮崎海岸から宮崎港までの距離が約3キロぐらいございますし、その間で発生する漂砂等もございますので、港湾における防砂堤はいずれにしても必要だという判断をしております。

それから、予算につきましてですけれども、確かに台風等で埋塞した場合は、災害等が適用になります。予防保全につきましては、現在のところ県単費になりますので、こちらコストの縮減ということについては、今後検討してまいりたいと思っております。

それから、根入れと言われました、そのしゅんせつの深さですけれども、これにつきましては、本来、ここの航路水深が3メートルになっておりますが、今暫定で2メートルまで掘るようになっております。これが埋塞等で1メートル50を切った場合は、一応航行上安全が確保できな

いということで、規制をかけるようにしておりますので、しゅんせつをする場合には一応2メートルを確保するというような設計で工事発注をしております。

○坂口委員 そしたら、今堆積する土砂が全て前もって除去できるわけじゃないから、ちょっとそれほどの余力はないということですよ。ある程度の深さを残してしかやらない、持ち込むだけの土砂の量を掘れないというのが一つある。それはそれでいいんですけど、そここのところがどうかなというのと、県単と、仮にここで年間7,000万ぐらい補助事業でやるのと違ってきた場合、県費負担が。その場合の考え方としてですけど、しゅんせつ船を1つ持ってきて、作業委託で出す方法、船が何十年も使えれば、臨機応変に使えるのというのと、今後、港湾事業なんかで、しゅんせつというのは限られるでしょうけれど、その回航料とか、そういったものを考えたときの長期的な費用比較というのが一つ、やっぱり県単でやるとすれば出てこないかなというのと。本当に2度だけで済むのかなというのが一つ、除去する土砂の量が7割ぐらいで、3割ぐらいはもともと掘れない部分が残るでしょうから、その余力がなくなるとか、いろいろ考えるべきだなという。僕は、やっぱりこの港とか、マリーナとかを設計したときに、どうもやっぱり沿岸流の流れを南から北と思っただんじゃないかなという気がしてならないです。本当なら南に穴をあけていけば、そして、上のほうを通水性があるような岸壁なり、防波堤にしておれば、水のだよみもないですよ、南側から押し上げれば。そして、今の宮崎港の裏側に隠れれば、漂砂なんて全然心配ない。だから、そうなったときに、南側をカットして、ヨットハーバーとかマリーナというんです

か、ここの南をカットとして、宮崎港の外防波堤沿いで出す、北側を完全にふさいでしまえばもう今後しゅんせつの心配もなくなると思うんです。北側から今の管理棟なんかがあるところに行けるように、ここをずっと道路にして。海水浴場も砂が入り込んで、もうほとんど水を浴びれるような、水泳ができるスペースってないんです。これと非常に循環するものですから、一方じゃあ吸出しの心配がある。一方はもう常に堆積していく、回りながら、あそこで波のスピードがゼロになるから、それで砂を落としますよね。だから、そういったこととかを考えたときに、1回思い切って南側をあけてしまうということも。もう今のように、県単で今後掘っていく予算をかけようとするんだったら、北側を埋めてもいいわけです。南をあけてしまって、南から出入りできるようにする方法。あのマリーナ、もう水もよどんでから臭くなっているときがありますよね。だから、そういったものも、総合的に1回見直されて、そんだけの負担がずっと今後続くとすれば。ただ、もう今の時点で、それストップかけられるかどうかって微妙な問題もあるんですけれど、ちょっとそこらがどうかなって心配するのと、県単で毎年掘るとというのが。もう少ない県単費の中で、それを本当にやるべきなのかというのと、その恩恵にあずかる人たちがどれぐらいかなというのを考えたときに、何かもうちょっとうまい方法はないかなと。なかなかこれで完璧というのは出てこないですけれど、そこ辺も慎重にやりながら、より効果的なやり方を考えていただくということで。

○明利港湾課長 まず、作業船を県で所有して経費が削減できないかというお話がありましたけれども、今、港湾事業が各県どこも少なくなってきたこともございまして、特に、宮崎県

の港湾業者で起重機船等、こういうしゅんせつに使える船を持っている業者が以前に比べるとかなり少なくなってきました。しゅんせつ船については、もう一隻も県内にはない状況でございます。

さらに海洋汚染防止法でしゅんせつした土砂を、海洋に投棄できないことになっておりますので、これにつきましては、環境省と協議をした上で、いろいろ条件をクリアすれば、できることにもなっておりますので、こういうような対策をやりながら、なるべく経費がかからないように。陸揚げして陸送で処分するとかなり費用がかかりますので、なるべく費用がかからないようなことを今後も引き続き検討をしていきたいと考えております。

それから、航路を南側に抜く案ということについては、以前からよく利用者の方からも言われているんですが、このマリーナを計画したときに、当初は、やはり南側に航路を抜くという案もあったようですが、貨物船とかカーフェリーとか、大きな船が出入りする本航路を動力を持たないクルーザーとかヨットが出入りするということで、海上保安庁のほうからオーケーが出なかったというような経緯もございまして、今のような構造になったというふうに聞いております。

南側に新たに抜く案とかも、いろいろその後検討しておりますけれども、やはり、それぞれ十数億以上の費用がかかるということと、今回、この防砂堤を整備することで、どれぐらいの効果があるのか、その辺の効果を見ながら、また、将来的には、そういうようなことも出てくるのかなというふうに考えております。

○坂口委員 わかりました。とにかく、今後、やっぱり海とかマリンスポーツとか、そういつ

たものもまた、星原委員が詳しいんですけど、観光客の誘客のための大きい武器として考えていくべきでしょうから。とにかくこの港を、基本365日出入りできるマリーナにせんといかんわけですから、そこらはまた今後慎重に、広い範囲から検討を加えながら、今やるべきことはやっていただくということで、今後とも大きい課題として捉えていただければなど、よろしく願いしておきます。

○渡辺委員長 ほかいかがでしょうか。

○星原委員 美しい宮崎づくり推進計画の取り組み状況と、それから、この推進計画の素案ということで説明いただいたんですけど、10年間で県内全域にと。計画の特徴ということで、それぞれ4つの分野に分かれて取り組まれていくんですが、どこら辺までこういう形のものをつくっていくのか、県と市町村の役割もあるでしょうし。私から見ると、予算的なものはどれぐらいで、この計画10年間で、どういうふうに県内全域でつくり上げていくのかなというのがなかなか想像できないところがあるんですけど、その辺はどう捉えていったらいいんですか。

○中村都市計画課長 この10年間で、もともと知事が申し上げているように、沿道修景から、それを発展、継承させて県の全域にと、そういう思想を持ってやっておるわけでございます。当然、県だけではなくて、市町村がそれぞれ景観行政団体になっておりますので、市町村とも連携し、さらには県民の皆様でありますとか、企業の皆様とか、多様な方々を巻き込みながら、この10年かけて、しっかりしたものになるように取り組んでまいりたいと考えております。

この計画期間のところで御説明いたしましたように、2巡目国体等を見据えていきながら、県内全域に少しでも美しい宮崎づくりの取組

みが広がるように、非常に地道な取り組みになるのかもしれませんが、私たちの身の回りから、市町村、それから、県全域にと、こういった取り組みを事業、あるいはマンパワーを用いながらしっかりとやっていきたいと。

予算面につきましては、それこそこれからしっかりと部内でも検討いたしまして、それから、県土整備部だけで取り組むものじゃございませんので、幹事会、あるいは知事を本部長とする本部会がございますので、こういった中で、次年度の予算の組立もお願いをしているところでございまして、全庁的にしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○星原委員 これを進めるに当たって、愛着と誇りを持てる美しい宮崎の継承とうたっているわけですね。だから、必ずしも景観だけじゃなくて、宮崎に住んでいる人たちの心というんですか、自分たちの住んでいる地域、まちに誇りが持てる、宮崎に生まれてよかったとか、そういう精神面とかも取り込んだ形というふうに思うんです。やっぱり自分もこの宮崎に誇りが持てる県民になっていかないと、多分掛け声だけになっていくのかなというふうに思うんですが。そういうところになってくると、全体と言われるように、県でいえば、行政側だけじゃなくて教育委員会とかにどういうふうな役割を持たしていくのかなと想像するんですが、そのあたりについては、どういう考えを持たれているんですか。

○中村都市計画課長 まさにおっしゃるとおりでございまして、やはり、誇りと愛着を持つというのは、決して県外から訪れるお客様のためにあるわけではなくて、まずは私たちそのものが本当に郷土に対する愛着、こういったところを育むようにやっていかなきゃいけない。そう

なるためには、教育のお話がありましたように、例えば、資料の13ページに、重点施策3つ掲げてございますが、重点施策の3で、宮崎を美しくする人づくりというところがございます。この②番で未来の景観を担う人づくり、例として、子どもたちに対する学習の機会の提供というふうなことで、教育委員会あるいは私どもが関連しております建築士会さんとかが、子供たちに、いわゆる景観教室みたいなものを開催して、子供たちの関心を集めて、それを次世代に、将来につないでいく取り組みをやっておるようでございますので、教育庁と関係機関と連携しながら、しっかり人材育成にも取り組んでまいりたいというように考えております。

以上でございます。

○星原委員 人口減少が進み、若い人たちが県外に出ていくとかってなっているわけですから、10年かけて若い人たちが、今の子供たちが、この宮崎にまずは誇りを持てたり、愛着を持てたり、住む喜びを感じたりする、そういう地域づくりに積極的に取り組んでいってほしいなというふうに思います。

○黒木委員 パブリックコメントがきのうまでだったようですが、県民の関心がどれくらいあるのか、どういう意見があったのかわかれば教えていただきたい。

○中村都市計画課長 確かにきのうまででございまして、まだ届いている最中のものがあるかもしれませんが、けさ方の集計段階で35名から84件の御意見が寄せられております。

主だったところを少しかいつまんで申しますと、一つには、沿道の草刈りをしっかりやってほしいといったことは当然でございますし、それから、目指すべき姿の先ほどのお話ですが、愛着と誇りを持てる美しい宮崎の継承ということ

だけれども、まずつくるというふうなことで創造と書いたほうが、県民と一緒に美しい宮崎づくりを進めていこうというメッセージが伝わるのではないかと、あるいは観光地宮崎を支えられた先人たちの経験やその造園技術の継承といったあたりも重要なことだと思うとか、さまざまな御意見が寄せられておりますので、それらの御意見に真摯に一つ一つ耳を傾けながら、計画をよりよいものに仕上げてまいりたいというふうに考えております。

○黒木委員 今話が出てきたことですがけれども、大げさに予算をつぎ込むのは、10年間ではなかなか難しいのではないかなと思うんです。この12ページの目指すべき姿の④にあるように、一人ひとりが今できること、それから、みんなの力を合わせて取り組むこと、これを県民運動として、やっぱりそういう意識を醸成することが非常に大切と思うし、先ほど子供の話が出ましたけれど、学校あたりが一生懸命になると、子供が動けば親も動くということです。地域を回ってみると、地域によって物すごくきれいな集落がある。そこは誰か先駆者がおって一生懸命取り組む、それから、みんなが競争するようになる、やっぱりそういう地域をどんどんつくっていくことが必要ではないかなと思いますし、国体を盛り上げるために、県民の意識づくりをしっかりしていくことが必要じゃないかなと思いましたので、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

○渡辺委員長 ほかによろしいでしょうか。

○坂口委員 河川課なんですが、広げた関連で、河川パートナーシップです。あれの草刈りがボランティアだということで、面積と回数と基準がありますよね。例えば、500平米未満だったら、1回目の草刈りは1万6,000円、2回目

が4,800円ですよとか。2,000から2,500平米にかけては、1回目は4万円、2回目は1万2,000円ですよって、1回目と2回目が物すごい差があるんです。これはもう限りなくゼロがいいんですけど。考え方によっては、やっぱり年度が始まってすぐその事業を出したときの1回目というのは割と楽なんです。若い草で量も少ないし、そのときに2,000平米やったときには4万もらえるわけですよ。2回目を刈ろうとしたときには、だんだん固くなって、一番もう茂ったところで、そのころ1万2,000なんです。それだけ差があると思って、足したら5万2,000円であるから、2で割れば2万6,000円です。やっぱり1度しか刈らずに、ほったらかしにされたとか、そういうのがあるから、一つここを見直しながら、河川も美しい景観づくりの中に入れられないかなというのと。そして、河川パートナーシップでの、特に道路沿いの河川敷あたりの竹とかは、環境面、衛生面、安全、治水からもいろいろ問題があるから、これはやっぱり今後とも刈っていかないかん。そこらを、この景観づくりの中に入れて、将来は県民全体で、川も河川敷もきれいにやっていくと。自分たちの河川というぐらいに持っていく方向というのは、なかなか課を超えた調整というのものもあるでしょうし、いきなりそういったものをこの中に入れるというのは難しいでしょうけれど、1回目と2回目の価格差を設定されたときは一体何だったのかなと。2回目のほうが本当暑い中で出てきたごみも物すごく多くって、むしろ2回目のほうがかなり苦勞するんです。そこらはどんなかなと思って。

○高橋河川課長 1回目と2回目の草刈りのお話なんですけど、報奨金ということでお礼ということでお支払いをさせていただいておまして、

この制度が一番最初にできたときには、何回刈っても、1回切りでございました。そういった中で、2回、3回刈るところから、少しでもいいから、2回目、3回目についても支出できないかというようなお話がありまして、せっかく刈っていらっしゃるので、少しでも報いるということもございまして。まだ当時は1回も刈っていただけない団体というか、まだ取り組んでいただけない地区は多かったということで、その取り組み団体をふやすという話もありまして、1回目は変えずに、2回目、3回目の団体に対して、1回目の3割をお支払いしましょうということで、現在に至っているところでございます。当時と比べまして、大幅に団体がふえておりますので、そういった中で、今委員言われましたお話もいただいております。

また2年後にシステムを入れかえる時期がまいりますので、そういったときに、今いただいた意見、実際やられている団体の意見も踏まえて、制度のあり方というのを見直していきたいと考えております。

○坂口委員 また今後の課題として頭に置いておいていただければ。

○渡辺委員長 それでは、その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって、県土整備部の審査を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後3時14分休憩

午後3時19分再開

○渡辺委員長 委員会を再開します。

採決についてですが、委員会日程の最終日に

平成29年9月21日(木)

行うこととなっておりますので、25日に行いたいと思います。開会時間は午後1時30分といたしたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡辺委員長** では、そのように決定いたします。

その他、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡辺委員長** 何もないようですので、以上で本日の委員会を終了いたします。

午後3時20分散会

平成29年9月25日(月曜日)

午後1時28分再開

出席委員(7人)

委員	長	渡	辺	創
副委員	長	外	山	衛
委員		坂	口	博美
委員		星	原	透
委員		黒	木	正一
委員		満	行	潤一
委員		重	松	幸次郎

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

政策調査課主幹	西久保	耕史
議事課主査	弓削	知宏

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決前に各議案につきまして、賛否も含め御意見がございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、特にないようですので、これより議案の採決を行います。議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、一括で採決することといたします。

議案第1号、第5号、第6号、第8号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。請願第23号「IR実施(カジノ実施)に関する法律に反対の意見書を求める請願」についてありますが、この請願の取り扱いも含めまして、御意見がございましたらお願いをいたします。

○満行委員 私も紹介議員になってますが、実施法が1年以内ということですので、もうすぐ提出されて、可決されるんじゃないかという心配を請願者はしているんだろうと。十分理解はできるんで紹介議員になったんです。プラス・マイナスあるかと思うんですけども、請願者が言うようにギャンブル依存症の問題とか青少年の育成とかやっぱり議論も大きく割れているというか、関心の高い人たちが行動をとったり発言をしたりしてるので、このままずっと法ができていかないのじゃないかなと思うんです。やっぱり世論の喚起というか、もっと国民が日本でのカジノ実施がどうなのかという議論をしてほしいし、国会でももっと議論を深めてこの問題を提出していただきたいなと思うので、そういう意味でもぜひ意見書を。請願の趣旨に合うかもわかりませんが、そういう世論の喚起というか、国会でも慎重に深くいろんな議論をしてほしいなというので、必要かなと思いますので、意見を述べたいと思います。

○渡辺委員長 ほかに御意見等ありますでしょうか。必要がありましたら休憩もいたしますが、よろしいですか。

○星原委員 言うとなれば、もう法案として通ってますよね、それについて、もう今さら。実施法案の中でどういうことを検討してほしいとか、どういう議論をしてほしいとかならいいんで

しょうけれど、もうこれは完全にそういうのを超えているので。満行委員が言われるように、依存症とか青少年の云々ということになると、今あるパチンコから全てとめないと、そっちのほうに身近な人たちが行くぐらいで。多分カジノに行く人というのは、かなりグレードアップした感じ、旅行者であったり、地域であっても。パチンコに行くみたいに簡単に出入りができたりするわけでもない。あるいはどこにできるかだけれど、各県内でも、市町村単位でできるとかいろんな形になるのかということ、もうそれはないわけで。ですから、もしこういうことで議論を深めてほしいという意見書であれば、そういう中身の部分をどうしていくのかを、もうちょっと議論すべきじゃないかというのなりでしょうけれども。この文言、この中身では、もう我々は反対というか。本当に中身の部分をこうしてほしいとかならないんでしょうけれど、そうじゃないんで、ちょっと出すことは無理かなというふうに思います。

○渡辺委員長 ほかに御意見はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、継続か採決かの判断も含め、そのあたりの御意見はどうでしょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 採決でよろしいですか。継続という声はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 わかりました。それでは、請願第23号につきましては、採決との意見がございますのでお諮りをしたいと思います。この際、請願を採決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、請願第23号の賛否をお諮りいたします。請願第23号について、採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○渡辺委員長 挙手少数。よって、請願第23号は不採択とすることに決定をいたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目及び内容について、御意見を伺いたいと思います。

暫時休憩をします。

午後1時34分休憩

午後1時36分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、皆さんからいただいた御意見を参考に正副委員長に御一任をいただくということで、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りします。商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査につきましては、継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることとします。

暫時休憩いたします。

午後1時37分休憩

午後1時38分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

11月6日の閉会中の委員会につきましては、

平成29年 9月25日(月)

今、休憩中にいろいろいただきました意見をもとに調整をしてみたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにいたします。

その他、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上で委員会を終了いたします。

午後 1 時39分閉会